

令和 8 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

6 月 会 議	6 月	2 日	開	会
	6 月	5 日	散	会

南 三 陸 町 議 会

令和 8 年 6 月 2 日（火曜日）

令和 8 年度南三陸町議会 6 月会議会議録

（第 1 日目）

令和8年度南三陸町議会6月会議会議録第1号

令和8年6月2日（火曜日）

応招議員（13名）

1番	星	岳大君	2番	伊藤	俊君
3番	阿部	司君	4番	高橋	尚勝君
5番	須藤	清孝君	6番	千葉	伸孝君
7番	佐藤	雄一君	8番	後藤	伸太郎君
9番	及川	幸子君	10番	今野	雄紀君
11番	三浦	清人君	12番	佐藤	正明君
13番	菅原	辰雄君			

出席議員（13名）

1番	星	岳大君	2番	伊藤	俊君
3番	阿部	司君	4番	高橋	尚勝君
5番	須藤	清孝君	6番	千葉	伸孝君
7番	佐藤	雄一君	8番	後藤	伸太郎君
9番	及川	幸子君	10番	今野	雄紀君
11番	三浦	清人君	12番	佐藤	正明君
13番	菅原	辰雄君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町	長	千葉	啓君
副町	長	男澤	知樹君
総務課	長	岩淵	武久君
企画課	長	宮川	舞君
町民税務課	長	畠山	貴博君

保 健 福 祉 課 長	佐 藤 宏 明 君
農 林 水 産 課 長	高 橋 伸 彦 君
商 工 観 光 課 長	小野寺 洋 明 君
建 設 課 長	遠 藤 和 美 君
会計管理者兼会計課長	芳 賀 洋 子 君
上下水道事業所長	小 野 寛 和 君
歌 津 総 合 支 所 長	阿 部 勉 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤 正 行 君
教 育 長	小 松 祐 治 君
教育委員会事務局長	及 川 貢 君
代 表 監 査 委 員	横 山 孝 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長	阿 部 好 伸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 好 伸
次 長 兼 総 務 係 長	千 葉 雅 明
議 事 調 査 係 長	三 浦 拓 也

議事日程 第1号

令和8年6月2日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 行政報告
- 第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会

○議長（菅原辰雄君） 皆さん、おはようございます。

本日から6月会議が始まります。昨年11月より町、議会共々現体制になり、半年が経過しました。その中で町職員の不適切な事務処理等が3件発覚しております。そのことは大変残念な出来事であります。今後、綱紀粛正に取り組み、町民の皆様からの信頼回復に努めるようお願いいたします。

議会におきましては、5月に行いました議会常任委員会の福岡への行政視察の際、体調を崩した議員もいる中、帰りの飛行機の欠航、そして地震による新幹線の一時運休といったトラブルが重なりましたが、視察に同行した職員はもとより、議会事務局員が連携して帰路の対応に当たりました。仙台駅へは午前0時、役場への到着は午前2時となりましたが、体調を崩した職員の病院の付添いなど一連の対応、献身的な行動に心から敬意を表するものであります。

ここで当局より副町長の就任並びに4月1日付人事異動に伴う議場出席管理職の職員の異動について、これを議会に報告したい旨の申入れがありました。この際、これを許可いたします。副町長。

○副町長（男澤知樹君） おはようございます。本年3月定例会議におきまして御同意をいただきました男澤と申します。

4月1日から早2月が経過をいたしました。自問自答の日々であります。光陰矢の如しということわざがございます。限りある時間を大切に、自分に与えられた任期も当然頭に入れた中で、何ができるか、何をやるべきか常に考えながら前向きに進んでまいりたいというふうに思っております。与えられた職務でございます。町長の補佐役として町の政策企画を司ること、そして職員の事務の管理監督などに精励してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 次に、総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、本年4月1日付人事異動によりまして議場出席の管理職にも異動が生じてございますので、御紹介をさせていただきたいと存じます。

議員皆様のお手元に配付をいたしてございます名簿の順により、議場出席者のうち異動対象の管理職について御紹介を申し上げます。

初めに、町民税務課長畠山貴博でございます。前職は町民税務課課長補佐兼税務係長でござ

います。（「よろしくお願いします」の声あり）

次に、保健福祉課長佐藤宏明でございます。前職は南三陸病院事務部事務長であります。

（「よろしく願いいたします」の声あり）

次に、農林水産課長兼自然環境活用センター所長、併せて農業委員会事務局長高橋伸彦であります。（「よろしく願いいたします」の声あり）前職は議会事務局長、併せて監査委員事務局長でございます。

次に、会計管理者兼会計課長芳賀洋子であります。前職は町民税務課長兼歌津総合支所長でございます。（「よろしく願いいたします」の声あり）

次に、総合支所長、併せて歌津公民館長阿部勉であります。（「よろしく願いいたします」の声あり）前職は志津川・戸倉・入谷及び歌津の各公民館長兼ねて図書館長でございます。

次に、南三陸病院事務部事務長佐藤正行でございます。前職は農林水産課長兼自然環境活用センター所長、併せて農業委員会事務局長でございます。（「よろしくお願いします」の声あり）

次に、教育委員会事務局長、兼ねて学校給食センター所長及川貢であります。新たに学校給食センター所長の兼補でございます。（「よろしく願いいたします」の声あり）

最後に、議会事務局長、併せて監査委員事務局長阿部好伸であります。前職は保健福祉課長でございます。（「よろしくお願いします」の声あり）

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（菅原辰雄君） ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年度南三陸町議会6月会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から6月会議の本会議を通して取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菅原辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番阿部司議員、4番高橋尚勝議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（菅原辰雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、既に配付しております町長から付議された議案につきまして、町長より議案第10号及び第議案11号の訂正の申出があり、南三陸町議会会議規則第17条第1号ただし書の規定により、議長においてこれを許可しております。

次に、お手元に配付しておりますとおり、陳情4件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、阿部司議員、千葉伸孝議員、須藤清孝議員、星岳大議員、伊藤俊議員、後藤伸太郎議員、以上6名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、議会の委員会調査状況については、お手元に配付したとおりであります。この際、各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会において行った所管事務調査の概要について、委員長の報告及び説明を許します。

まず、総務産業建設常任委員長の報告、説明を許可します。総務産業建設常任委員長阿部司議員。

○3番（阿部 司君） おはようございます。

ただいま、議長より総務産業建設常任委員の概要調査というふうなことで報告させていただきます。

当町の財務情勢を鑑みても、ふるさと納税への取組が町の財務基盤強化と各産業振興を図る上で喫緊の課題と認識しているところである。

よって、当委員会においては、この先進事例調査として令和8年5月12日に北海道の池田町、寄附金額が9億6,000万円と白糠町、寄附金額が211億円の行政調査を行いました。

今回の調査から見えてきた検討事項は以下のとおりであります。

1つ目として、当町は近隣の沿岸自治体に似通った商品が多く差別化が難しいという課題があったが、「F S C」と「A S C」の2つの国際認証を生かせば有利な展開が可能であるということ。

2つ目が、当町が有する自然環境を商品価格に反映させ海外や都市部へ情報発信すべきであると。

3点目として、両町共人口7,000人程度の町であるが、一次産業をブランド化して「売る自

治体」としての取組が見られていたと。

4つ目として、ふるさと納税は四方よし、売手、買手、世間、作り手の考えでまちづくりを起点に考えるべきであると。

5点目として、ふるさと納税の取扱いは事業者委託はせずに町の担当者が直接行うべきで、地域資源を活用して町自身がマーケッターになるべきであると。

ついては、以上のような検討項目に至ったが、より現実的に進めていくためにも細部の検討と優先順位を考え、今後の継続調査を行うものとする。

以上であります。

○議長（菅原辰雄君） 以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、民生教育防災常任委員長の報告、説明を許可します。民生教育防災常任委員長須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） おはようございます。

民生教育防災常任委員会の調査状況につきましては、会議資料3ページに記載のとおりでございます。

当委員会では、現在、教育環境について調査を行っております。令和8年5月14日、福岡県久山町と宇美町におきまして視察を受け入れていただきまして、コミュニティ・スクール導入後の現状と課題及び部活動の地域移行事業について聞き取り調査を行いました。

資料の4ページから5ページに記載してございます調査報告にお目通しいただき、御確認いただきたいと思います。

視察を通じて、コミュニティ・スクールを核とした地域連携が子供の学びの充実、地域の活性化、教職員の負担軽減に有効であり、教育と地域づくりの一体的推進や部活動の地域移行への示唆を多く得ることができました。

委員会といたしましては、本町の実情に即した持続可能な環境づくりへ向けた調査研究を深める必要があることから、継続調査とするものであります。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 以上で民生教育防災常任委員会の報告を終わります。

次に、議会広報常任委員長の報告、説明を許可します。議会広報常任委員長伊藤俊議員。

○2番（伊藤俊君） おはようございます。

議会広報常任委員会は、令和7年度3月会議の議案審議や一般質問の内容を議会だより81号にて住民に周知するため、議会だよりの作成を行いました。

また、今6月会議の議会日程を周知するための議会だよりお知らせ版を作成し、先日、ホームページにて掲載し、お知らせしております。

次号の議会だより作成のため、継続調査といたします。

以上でございます。

○議長（菅原辰雄君） 以上で議会広報常任委員会の報告を終わります。

次に、議会運営委員長の報告、説明を許可します。議会運営委員長後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 議会運営委員会です。

令和8年5月28日に、ただいま開催されております令和8年度南三陸町議会6月会議の議会運営について等を協議いたしました。また、政治倫理条例の制定、それから一般質問に関する調査研究も進めていこうという協議をしたところであります。

報告は以上です。

○議長（菅原辰雄君） 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員長の報告、説明を許可します。議会活性化特別委員長佐藤正明議員。

○12番（佐藤正明君） 議会活性化特別委員会につきましては、令和8年3月25日、住民と議会との懇談会について、高齢者福祉、子供福祉、障害者福祉の8団体の中で、課題、要望との懇談会を行いました。

次の同じく令和8年4月20日ですか、住民と懇談会についての会議でございますけれども、各団体からの貴重な御意見や要望に対し、議会全体で共有し議員活動や一般質問等で取り組んでいくことの再確認を行った会議でございます。

以上であります。

○議長（菅原辰雄君） 以上で議会活性化特別委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（菅原辰雄君） 日程第3、行政報告を行います。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） おはようございます。

令和8年度南三陸町議会6月会議の開会に当たり、3月会議以降における行政活動の主なものについて御報告を申し上げます。

初めに、岩手県大槌町への訪問について御報告を申し上げます。

4月22日に発生 of 岩手県大槌町の林野火災において被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

東日本大震災による同じ被災自治体として、5月21日に大槌町役場を訪問し、平野町長に対し、町からの見舞金として金20万円をお渡ししながらお見舞いを申し上げるとともに、南三陸高校生による募金活動で寄せられた寄附金をお届けしてまいりました。

この南三陸高校生の取組に対し、5月30日には平野大槌町長が南三陸高校へお越しになり、生徒の皆様へ直接感謝状を贈呈いただいたところであります。

今後におきましても、みちのく潮風トレイルをはじめとした事業を通じ、沿岸自治体として連携してまいりたいと考えております。

次に、災害復旧事業における不適正事務事案について御報告を申し上げます。

さきの全員協議会におきまして、副町長から御報告をいたしております本件につきましては、議員各位、町民の皆様並びに関係機関に対し、多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことにつきまして、改めて町長として深くおわびを申し上げます。

事務手続の全体等につきましては、現在、庁内において調査継続中ではありますが、直接的な原因の1つとしては、行政文書に当たる請求書の取扱いを正しく行わなかったものであり、また、報告・連絡・相談といった組織としての機能が十分に働いていなかったものであります。このため、既に私から並びに副町長及び総務課長から全管理職に対し、請求書その他の行政文書の取扱いなどをはじめとし、基本的な事項に関し、いま一度の再徹底を図るなどしているところであります。

なお、本件に伴う補助金の返還に当たり、本議会に付議の一般会計補正予算に係る歳出予算を計上しております。

最後に、本議会への付議事件に係る議案書等の訂正について、私から御報告を申し上げます。

本議会への付議事件のうち、報告第1号「南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について」及び議案第4号「南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」に係る議案関係参考資料、並びに議案第10号「町有林樹木の売払いについて」及び議案第11号「町有林樹木の直営生産事業代行委託について」に係る議案書において、いわゆる誤字脱字のほか、地番の相違といった誤りがあり、昨日付で議長に対し文書により報告し、訂正いたしたい旨の申出を行ったところであります。

あわせて御報告いたしております災害復旧事業に係る不適正事務事案に加え、議員各位並び

に關係皆様に対し多大な御心配と御迷惑をおかけしておりますこと、重ねておわびを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（菅原辰雄君） ただいまの町長の口頭による行政報告、不適正事務事案に対し、特段に疑義をたすための発言に限り、これを許します。

不祥事、不適正事務に関しては、既に議会全員協議会において当局から説明を受けており、この後の一般質問でも取り上げられている内容でありますので、細部に入らず全体的な考えを町長に伺ってください。

及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 及川です。おはようございます。

まずもって、私も委員会活動でちょっと体調を崩しまして、委員の皆さんには大変御迷惑をかけたことをおわび申し上げます。そしてまた、2週間という期間入院したものですから、この全員協議会にも出席しかねました。

そこで、新聞報道、あるいは災害復旧事業に係る不適正事務事案についてという資料を配付されたその中から読み解きますと、いろいろありますけれども、以前、私も4期目ですからいろいろな事案がありました。今件のことでなくても、年度は忘れたんですけれども、屯所問題で1人の若い職員が退職したという痛ましい事案もありました。そういうことを考えても、今回のこの新聞報道によりますと、副町長が陳謝したということを新聞報道になっていましたけれども、1点目は、町長がそのときいなかったのかどうだったのか、その辺ひとつお伺いします。

それから、組織として、ここにもありますけれども、この前払金、5年、6年、7年とやっているわけですね。そして前払金も払っているとなると、やはりそこには組織としての上層部の伝票あるいは書類には決裁判が押されると思うんですけれども、そういう人たちからこれが見抜けなかったのか。最後まで1人の職員として怠った、請求書を失念していたということなんですけれども、請求書が来たものを失念していたというと、今度は業者さん、どこだか分からないんですけれども、業者さんからの損害賠償なども予想されると私は思うんですけれども、その辺があったのかなかったのか、その点。

それと、それから1,500万円ほど前払金しております。前払金をしたということは、繰越しになっているから当然出来高あるいは完成払いということが発生してくるわけなんですけれども、出来高払いが、6年度支払い分がなくなって、すべきものを6年度で前払いを、出来高

払いをしなきゃならないものをしなかったという、怠ったということなんですけれども、その辺も決裁で調書、支払い伝票を作るとき、それも記入されると思うんですけれども、その辺の決裁は、上層部の決裁は皆もらって支払いになると思うんですけれども、その辺の一連の確認はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（男澤知樹君） おはようございます。

全員協議会で説明したのは私でございますので、まず私のほうから、ちょっとイレギュラーなんですけれども、お答えをさせていただきます。

町長は、全員協議会でもお伝えをいたしましたが、町長におかれましては、28日その日、どうしても町長が出席しなければならない会合がございましたので、町長につきましてはやむなく、当然、町長からは私が出席すべき案件であるという話もあった中で、内部の調整として私がということでございました。本日、改めておわびを申し上げたという経緯でございますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

2点目以降の部分につきましてはなんですが、町長が申し上げたとおり、直接的な原因につきましては、請求書につきましても町が収受した瞬間にこれは行政文書でございます。これを適正に取り扱わなかったこと、要はそれを支払わなかったと。何でですかといったところでございますけれども、それはこれも報告したとおり、上司に報告、連絡あるいは相談といったアクションが欠落をしていたということは確認しております。業者から上司も含めて確認をしています。

3点目以降の細かい前払いとか具体の部分につきましては、これ現在、この場は町長の行政報告に対する総括的な質疑と理解しておりますので、答えないわけではございませんけれども、一般質問あるいは関連予算、補正予算上程しておりますので、そういった質疑の中で丁寧に当局としてはお答えさせていただくのが妥当、適当であろうと考えておりますので、2点目、3点目等につきましても、及川議員、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 細かい部分についてはそういう形にしたいと思います。

もう1点につきましては、これ災害復旧で県の補助金、国の補助金が総額3,952万9,000円ということで、ほとんど補助金でやる事業でございます。それなのにその請求書を失念していたということで、逆に、単費で町のお金で払わなきゃならないということは、本当に遺憾だ

と私は思います。個人がそういうふうに職員がしたのは分かりますけれども、これはやはり組織としての問題もあるかと思えますけれども、今後の事務運営については、その辺もしっかり考慮した上で事務執行していただきたいと思えます。

終わります。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。三浦清人議員。

○11番（三浦清人君） この不適正な事務の扱いであります、最近、3件立て続けに起きている事案であります。3件の事案、いずれも前職、前町長、副町長のときに起きた事案でありまして、たまたま新しくなられた町長、副町長の代になって発覚したということで、町長がそこで皆さんに町民の方々におわびをするといったことが非常に気の毒だなあという思いもしながら、今後の再発防止について、これは副町長の責任においてどのような職員に対する教育指導等を考えておられるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（男澤知樹君） お答えいたします。

先ほど冒頭、私、挨拶の機会をいただきまして、自問自答の日々だというお話をさせていただきました。議会事務局、そして監査委員事務局にもおった経験も生かしながら、何ができるかという部分も含めての自問自答ということなのですが、単にこれまでの対策を否定するわけでも何でもありませんけれども、町長と総務課長とも話をしているんですけれども、一般的なマニュアルをつくった研修を、年1回なり、職階ごとに講師を呼んで再発防止に向けた一般的な研修会とかをただけでは、多分、数は減らないんだろうなというふうに思っています。

要は、私も含めた職員の性根の部分、根っこの部分に、地方公務員としての事務、あとは矜持を持っていただくための仕掛け、取組が必要なんだろうと。いつまでも私がここにいるわけでもない、総務課長もずっと総務課長でいるわけでもない。そうした中で事故を防いでいくためには、文化として根づかせることが、時間がかかるんだろうけれども、多分、やらなければいけないというのは、多分、その辺なんだろうなあと。

そのための仕掛けなり取組というのは何ができるのかというのは、町長、そして総務課長、あとは関係課長とも話をした中で、丁寧に取り組んでいきたいということでございます。紋切型の再発防止策、こうこうですという答えにはなりませんけれども、多分、そういう取組が、根治なりに向けてはうちの役場には今必要なんだろうなというふうには、私考えているところでございます。取り組んでまいりますので御理解よろしく願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

以上で口頭による行政報告を終了いたします。

次に、書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（菅原辰雄君） 日程第4、一般質問を行います。

通告1番、阿部司議員。質問件名、1、農業振興地域の今後の考え方について。2、不祥事発生と対策の考え方について。以上2件について、阿部司君の登壇発言を許します。阿部司議員。

〔3番 阿部 司議員 登壇〕

○3番（阿部 司君） おはようございます。

ただいま議長より登壇して質疑する許可を得ました。2件の一般質問を用意しております。

まずもって、1件目の質問内容でございますが、件名が農業振興地域の今後の考え方についてという内容でございます。相手方は町長とさせていただきます。

その具体的な内容でございますが、農業振興地域整備計画の見直しに係る意向調査と今後の方向性について考えを伺います。

1点目として、今回実施の意向調査の傾向と特徴について。

2点目として、今後の農業地域振興整備計画の進め方について。

3点目として、第3次総合計画との整合性について。

以上3点でございます。よろしくお願いいたします。自席で対応させていただきます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 阿部司議員の1件目の御質問、農業振興地域の今後の考え方についてお答えいたします。

初めに、御質問の1点目、意向調査の傾向と特徴についてでございますが、南三陸町農業振興地域整備計画の見直しを行うに当たり、農地を所有する皆様が、今後の農業経営や農地の利用計画についてどのような考えをお持ちなのかを伺うため、昨年度末に意向調査を実施いたしました。

意向調査は、1,580人の地権者に対し調査票を送付し、4月末までに588人の方から回答をいただき、その回答率は約37%となっており、現在は調査票で得られた回答を集計している最中ではありますが、傾向としては、後継者がなく現状維持や農業の継続が困難といった意見が多い状況となっております。

次に、御質問の2点目、農振地域整備計画の進め方についてですが、今回実施した意向調査の結果と南三陸町水田農業推進協議会で毎年実施している営農計画書の情報を突合させるなどし、農地の有効活用と各種農業施策を計画的に推進するため、農用地区域として指定する農地についての地権者説明会や県及び関係機関との協議、調整を行い、今年度中に計画の素案を作成し、来年度に各種手続を経た上で、最終的に農業振興地域整備計画書の変更という形で完成となる予定であります。

次に、御質問の3点目、第3次総合計画との整合性についてですが、第3次総合計画における基本事業に掲げている農地の保全と活用及び農業経営の維持、改善と担い手の確保については、御質問の1点目にありました意向調査の結果を基に、農業振興地域の変更、農地等の利用が最適化、担い手への農地利用の集積・集約化などの取組を進めていくことが、農業振興地域整備計画書において掲げる項目とリンクするものと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） ありがとうございます。

実際の回答をされた方が37%というふうなことで極めて少ないと、3分の1の状況でございますが、今回の特徴、昨年の3月末のことだと思いますけれども、地域計画は取りまとめしたと思います。その兼ね合いから見てどういうふうな特徴が見られるかお伺いしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） おはようございます。

それでは、お答えいたします。

今、御質問のありました農地の地域計画との状況ですけれども、地域計画につきましては昨年、7年度末ですか、作成したものでありますが、今回は当然それと整合性というのがありまして、ただ、意向調査はあくまでも農地の所有者に配付したものでありまして、その全体の面積といいますかそういったものの整合性というか、それはちょっと今まだつかめていない状況でありますので、地域計画はまた別物でございますので、こっちは農業振興地域の農用地地域として指定するためのデータとして調査を行ったと認識しております。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 農業地域振興計画は、担い手を特定して、そこに10年後をめどに集約していく考えを基本とした考えだと思うんですけども、一応、農業の地域を重点的にこれから指定していく、そのための線引きが今回の調査だと私は思っておりますが、極めて、先ほど聞いた37%の回答者だというふうなことでありますし、さらに担い手そのものも少ないわけでございます。そうしたところで、今後、この農業振興地域をどうするかという極めて重要な問題であります、前回の直近で農業振興地域整備計画の見直しをされた地域というのはいつ頃だったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 現在の農業振興地域整備計画につきましての策定期間といいますか、年数は平成21年度に策定しております。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 21年度といいますと17年前ですね。かなり17年前というと、そのときも農業も結構衰退してきた経過は記憶しております。

そして、今現在の農業の状況というふうなことで、私も今回の質問に当たりまして農林業センサスからちょっと調べてみたんですが、平成22年、2010年の状況でありますけれども、農家戸数は1,138件ですね。これのいわゆる2020年、平成27年、いわゆる5年経過後ではどのぐらいかといいますと641人、2020年においては544人というふうな推移状況でありました。

さらに、その544人の中で販売されている方というふうな人数になっているんでしょうかと調べてみましたら、235名なんです。パーセントでいうと39.7%です。それ以外の309人という方がいわゆる自家消費と、販売していないと、自分が食べるだけだというふうなことでございます。

こういう経過から見て、私もこれ見てがっかりしたんですけども、かなり2010年から現在というかな、この資料で言いますと2020年、10年経過した状態で47.2%にまで落ち込んでいるわけなんです。半分以下になっているというふうな状況は、どうしてこういうふうな状況になっているんだろうと、町としての考えはどういうふうな認識されているんでしょうか。お聞きします。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 今、センサスの農業経営体数というお話がございました。最初に、平成21年から見直しをしていない状況でございますが、ちょうどこれおおむね5年ごと

に見直しということになりますけれども、当時21年から2年後ですか、東日本大震災がありまして農地のほうもかなり壊滅的な被害を受けました。その後、御存じのとおり、各地区において圃場整備事業というものを実施してまいりました。

そういったものもありまして、見直しのタイミングといたしましては、それらの復興事業であります圃場整備事業の登記が完了したタイミングで見直しを行うこととしておりましたことから、今般、見直しをするものであります。

それで、確かにその間、農業者の数というのも劇的に減っておりまして、それで先ほどお話のありました地域計画においても、まず担い手の確保というものが大前提ありますので、その担い手を確保した上で、今後10年間の地域農業をどうしていくかというものを計画書では掲げております。

こういった要因といいますのも、やはり震災後の人口の減少、それからやはり一番は経営者の高齢化というものもございまして、先ほどの最初におっしゃいました意向調査の結果でもかなり現在耕作している方々の年齢が高いという状況がうかがえております。ですので、やはり人口減少、それから高齢化といったものが一番の要因ではないかと思われます。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 今、10年ぐらい前の話なんですけれども、それよりもっと遡ると平成11年にJAが合併しているわけなんですけれども、その時点の頃の農家の戸数というのは2,000超えていました。今、答弁されているとおり、実際に農業をやられている人は235名というふうなことで、10分の1にまで減少しているわけでございます。

そこで、これから農業振興地域のいわゆる進め方、恐らく協議会として進めていくんでしょうけれども、どういう構成メンバーでどういうスケジュールで進められるのかお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 進め方ですが、特別そういった農業振興地域整備計画を策定するための協議会というのはつくりません。これまでつくってはございません。

ですので、町の農林水産課のほうで今回取りまとめたアンケート、意向調査の結果を基にエリア等を指定しますが、当然、指定するに当たっては、先ほど申し上げました圃場整備の整備した地区ですとかそういった部分を中心にまとめた団地で指定する案を作成しますし、なお、意向調査の結果を基に地域の方々の意向も再度確認して進めていきたいと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） そうすると、行政の事務局サイドで仕上げていくということの内容だと思いますけれども、あれですか、スケジュールから言いますと、このまま出てきたいわゆる調査結果を図面か何かに下ろして、それを線引きしていくという考え方なのでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 今のところの作業的な計画では、そういった今おっしゃったように、まずはエリア的には圃場整備地区、それと最初に議員おっしゃいました地域計画、それとリンクした形の地域を指定して、あとは地域の皆様方、もちろん地権者の皆様方と説明会をした上で案をつくっていくという計画でおります。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 私もこの質問する上でJ Aともちょっと話を聞いてきたんですけれども、J Aでは担い手と目されている方を50名ぐらい指定しているようでございます。水稻関係、営農組合含めてですけれども10件、それから園芸が30件、それと畜産が10件、全部で50件の担い手、いろいろな方がおるでしょうけれども、そういうふうな重点を置いて巡回とかいろいろ協議を進めているようであります。

今後、この担い手、10年後まで含めていわゆるどういうふうになっていくかというふうなことは、非常にこれ難しい問題だと思うんです。今回、地域振興に線引きすれば、いわゆる非農家、ほとんどさっきの話で言いますと、40年ぐらい前ですと2,000人から超えているというふうな私も言いましたけれども、今現在、10分の1の人数が農家やられていると、ほとんど9割近い方が非農家に近いようなことをされているんですけれども、こうした人への影響というのは多分出てくるわけです。その辺の認識、今回指定すればこの影響というのはどういうふうに考えられているか、お聞きしたいんですが。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 当然、どんどん担い手が少なくなっていく状況で、今、議員おっしゃったようにJ Aさんのほうとも連携して当然進めていくべきだとは思っております。

それで、影響といいますと農地が荒廃するという影響なのか、ちょっと今のお話だと農業者の方に対しての影響ということで、当然、農地を持っていたとしても農業やれないという方々も高齢になって出てくると思いますので、そういった部分については、農地の集積等を図って幾らでも担い手の方に集積していく方向で進めていきたいとは考えております。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 何でこういうふうなことをしつこく質問しているかという、今回の調査も3分の2の方が答えられていないわけですね。農業振興地域を指定するということは、メリットとデメリット両方あるわけですが、これを当然メリットはメリットとしていいんですが、いわゆる選択と集中で農業振興を図るんですが、非農家にしてみれば大変な迷惑な話になるわけです。その辺の考えはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 先ほどもお話ししましたが、今回、エリア農用地区域を指定するに当たっては、当然、優良農地の確保という面で指定をする予定です。ですので、例えば、これまでですと圃場整備した農地以外でも、ある程度ちょっとでもまとまった農地があればそこを指定しておりましたし、逆に少し飛んだ地域でも指定しておりました。なので、今回はそういった飛び地だったり点在している農地というのは、農用地区域には入れない方向であります。

でありますので、非農家の方々に影響といいますか、そうすればないような、議員おっしゃっている非農家の方々に影響がないというふうになるのか、あくまでも今回の見直しに際しては、優良農地を中心に指定していく考えであります。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 大体分かってきましたけれども、特に水田の場合は、農地を集約して大規模化してスマート農業を進めましょうというふうなことが必ずこれ必要だと思っております。国の方針としてもそのような方向性で今進めているようでありまして、ただ、当町は、何度も私、農業関係の質問している状況で反応を感じておりますけれども、水田を基盤整備していくというのはなかなか規模は大したことないわけです。6ヘクタールや10ヘクタールぐらいの規模でね。そういうふうな圃場全体の面積でスマート農業とかと言ってもなかなかこれは難しいわけなんです。もっともっと大規模化していかないとメリット性が出てこない、水田の場合は。その他の園芸であっても何でもそうなんですけれども、やはりある程度の整備をしながら進めていくという考えは必要だと思います。

ただ、しつこいようなんですけれども、非農家、いわゆる農地は持っているけれども農業はやっていないという方がかなりいるわけです。そういう方というのは、いわゆる農地を転売したいといっても、農業振興地域に指定されるとこれは大変なことなんです。いつまでたっても

法律があつて許可にならないと。この要件というのは様々あるんでしょうけれども、その要点を全部クリアしないとなかなか農地のいわゆる転用というのはできないんですけども、その辺の考えというのはどのようにお考えになっているんでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） おっしゃるように、農地を農地以外の場合に転用する場合、当然、農振農用地区域に入っていれば、まずそこからの除外というものが出てきます。それを解消するにはそれなりの期間が必要となります。その後に農業委員会の転用ということになりますけれども、ですので、あくまでも今回、農振農用地区域として指定するのは、本当に農業として今後つないでいくといいますか大規模な面積でやっているところ、そういった部分を中心に指定します。

ですので、何回も言いますが、点在している農地ですとかこれまで農用地区域だったところであっても、条件的に今後優良農地として作付するには適していない分については、もう最初からそこはもう今回の見直しの部分で入れないという、外すという方向で考えております。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） だんだん理解してまいりました。

まだ集計途中で具体的な答弁といってもなかなか難しいと思うんですけども、37%の回答を得た中で、この振興区域というものは集落単位になるんでしょうか。当然、現在の担い手も含めた点も含めてのことだと思うんですが、その辺はどういうふうな見通しでしょうか。まだ見通しは言えないと思うんですけども、その辺のお考えをお聞きたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 農業振興地域は、南三陸町全体をまず1つのエリアで見ます。その中で農用地区域を指定しますが、当然、例えば、歌津地区であればどここのエリア、志津川地区であればどここのエリア、戸倉地区であればどここのエリア、入谷はどここのエリアという感じで、当然、町全体の計画となりますけれども、指定する場合はエリアごとに指定する方向となると思います。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） そのとおりだと思います。

私も農協の人と話をしてきました。これから持続する農業をどのように考えているんですかというふうな質問をしたんですが、なかなか現状は難しいという回答でございました。その

とおりでと思います。

やはり1人の人間が考えて回答を出すというのは極めて難しいと思うんです。このぐらい10分の1まで農業が減少化している中で、さらに10年後を見据えて今後どうするというふうな質問すること自体が大変難しいやばな質問だったんですけれども、これやはり行政とJAなり、その他の産業団体もそうなんですけれども、総合的に話を進めるというような考えというのはいかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） おっしゃるとおり、町だけでは今後の農業振興については解決できるものではないと思っておりますので、当然、今おっしゃったようにJAさん、それから宮城県のほう、農業改良普及センター等の関係機関といろいろ議論しながら、今後の町の農業振興について話し合っていく予定ではあります。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） やはり農地といいましても地域の資源でもあります。農業として使えばただの農地なんですけれども、やはり南三陸町は163キロ平方メートルの中に占める農地700ヘクタールぐらいあるのかな、それは人口が減ったものにしてもやはり相変わらず資産価値というのは当然今も有しているわけです。それを今後どう使うかというのはこれからの問題でありまして、やはり10分の1の人口というか、農業就業者が10分の1になったものにしても、それなりの使い道というのをやはり考えていかなくちやならないと思います。

そこで、当町の産業をちょっと調べてみますと、やはり農業は先ほどからずっと話しているとおりの10分の1近くも減退しているわけなんですけれども、比較的その他の一次産業、水産業も若干落ちていますし林業もそれなりに落ちています。農業はの中で特に激減であります。町全体を見ると、観光業というのは横ばい、微増はしているけれども横ばいなんです。先ほどから話しているとおりの、農地として見る考えも必要なんですけれども、非農地化してそれを観光業に生かす考えというのも、私はこれから必要になってくると思うんです。

だから、今回、私は一般質問にこの農業振興地域の線引きというのは今後大きな問題ではなかろうかなと、かように考えているんですけれども、町としての考えをお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） いわゆる非農地の有効活用という部分の御質問だと思いますけれども、先ほども申し上げましたとおりの、同じ答弁になっちゃいますが、優良な農地のみ

を今回は農用地区域として指定します。

ですので、点在している農地、例えば、海岸の近くですとか山里の農地ですとか、そういった部分についてはもう最初から除外して、ただ、あくまでも農地としての地目ですので、それは当然農振地域に入っていないなくても農地転用というのが必要になってきますけれども、農振地域に指定するよりも転用する場合の時間的期間が短くなります。ですので、最初からそういった点在している農地の指定はする予定はございません。

○議長（菅原辰雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前 1 1 時 0 3 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（菅原辰雄君） 休憩前に続き会議を開きます。

阿部司議員の一般質問を続行いたします。阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 私は別に農業を軽んじているつもりは毛頭ございません。農業は集約すべきだと思っております。水稻、園芸、畜産、皆全て集約してやる気のある元気の出るような農業を進めてもらいたいというのは、私の今の現況、何ら変わりはありません。

ただ、このぐらいいわゆる就業者が減っているというふうになってくると、そういう農業振興だけでなく、農地の資産としての価値の運用方法をこれから考えていかなくちやならないということを私は重点を置いて考えております。

その観点からの質問でございまして、今回、37%の人がアンケートに対応されているんですけれども、残りの63%という人が回答出されていないわけです。これに対して今回のアンケート調査を踏まえて図面なりグラフなりなんなりに下ろして、もう1回アンケートを周知して、こういう状況になりますよ、今のままですとこういうふうになりますという周知の考えというのはありますか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） おっしゃるとおり、回答率が低いのは現状でありました。それに対して再度調査を、結果の回収、またアンケートを行うかということについては、今のところは考えておりません。

実際、農地台帳に登載になっております農業者の方、所有者の方全員に渡しておりますので、所有者ですので高齢でもう全く農地をやっていない方ですとか、あるいは町外に住んでいる方とか、そういう方々全体に出しております。それでなかなか回答率というか回収率が低か

ったのかなと思っております。あくまでも今回の調査は今回の調査票のみで考えております。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 何でもそうでしょうけれども、人は20対80の法則で動いておりまして、2割の方が先行して話を出すと大体そのとおりになっています。

今回はかなり影響出るなあと思って見ているんですけれども、私はこの南三陸町の地形を考えた場合に、前にも一般質問で出していますけれども、すり鉢状になっている地形です。そして、馬蹄形の形にして分水嶺を、いわゆる山の山頂ですけれども、そこから降りてくる水が志津川湾に入って、そこで海のF S Cなりの国際認証も得ているというふうな町でございます。それだけの恵まれたいわゆる地形を生かすためには、農地を上手に使っていかなくちゃならないなと思っております。2拠点居住とかいろいろ、2地域居住とも言えますけれども、そういうふうなことも振興していかなくちゃならないと思います。

それで、これから、今回調査したその結果を踏まえて、こういうふうな観光振興もありますよということも私はPRが必要だと思うんです。でなければ、あるいは各産業団体でいわゆる農業ならず、農業だけの問題じゃないです、ほかの他の産業団体をも、いわゆる今後どうする、この町どうするというふうな考えを話し合うのも必要じゃないかなと私は思いますけれども。

たかが線引きです。農地の線引きです。だけれども、影響はかなり大きく出てきます。その辺の考えをできれば町長に聞きたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） この町の農業全体を考えた場合、それを考えた場合には、今、阿部議員がお話しされた観光も含めてそういったまちづくりというふうな部分は必要だというふうに思っています。

ただ、今回、御質問の大前提となる農業振興地域というふうなことを考えれば、アンケートの目的を考えれば、今、お話しされた議論というのはちょっと当てはまらないのかなと。あくまで今後の優良農地をどうしていきますかというふうな、農振地域を観光目的とかそういうふうなことは全く考えておりません。あくまで優良農地を守るというふうな前提の中でのアンケートでございますし、今後どうしていくかというふうなところでございます。

ただ、前段でお話しいたしました農地全体を考えれば、関係機関と協力しながら、そういった多方面の考えも含めながら地域振興というのは図っていくべきだというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） そのとおりだと思います。ぜひ、そういうふうに進めていただきたいと思います。

それでは、この1件目の質問を終わりにさせていただきます。

続けて、2件目の質問に入りたいと思います。

2件目への質問の件名、内容ですけれども、不祥事発生と対策の考えについて。質問相手は町長とさせていただきます。

内容でございますが、先般、発生した不祥事については多くの町民が不信を抱く結果となっている。ついては、その発生要因と今後の対応につき考えを伺います。

1点目として、不祥事発生要因について。

2点目として、不祥事発生防止策の取組状況について。

今後の不祥事発生防止対策の考えについて。

以上3点であります。よろしくお願いします。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 阿部司議員の2件目の御質問、不祥事発生と対策の考えについてでございます。

お答えいたします。

御質問の1点目、不祥事の発生要因につきましては、過般の2つの事案に関し申し上げれば、事務の迅速化、効率化等に着眼するあまり、本来、組織として画一的にかつ最大限の注意を払いながら確立されるべき情報セキュリティー、その他の仕組みが個別の事務の実情に合わせる形により運用がなされたなどの事実が介在するものの、2つの事案を通じ、そもそもとして職員個人における法令遵守意識や公務員、組織人としての意識の欠如に起因するものであったと考えております。

続いて、御質問の2点目、不祥事発生防止策の取組状況及び御質問の3点目、今後の不祥事発生防止対策の考えにつきましては、関連がありますので一括してお答えさせていただきます。

御質問の1点目でお答えした情報セキュリティー、その他の仕組みといった点に関しましては、住民情報そのものを取り扱う所属及び捜査権限、その他の情報システム全体を管理する所属において、セキュリティーの確保の状況に関し改めて精査するなどし、より徹底すべきであると認めた点に関し、改善を図るなどしております。

そうしたこと以前に、御質問の1点目において、そもそもとして申し上げました法令遵守意識等といった点への着眼においては、地方自治法や地方公務員法、町の服務規程や倫理規程に関する改めての周知徹底といったことはもとより、課長以上により構成する連絡調整会議の場を通じた個別事案の具体の説明など、全ての職、組織全体としての再徹底を図っているほか、令和4年度に設置したヘルプラインの再周知を行うなどし、正しい認識と自分事とする意識の醸成を図っているところです。

不適切、不適正な事案とされる事柄には、うっかりや思い込みといった人為的なミス、いわゆるヒューマンエラーに起因するもの、法令、その他の社会規範に照らしたいわゆるコンプライアンス意識の欠如によるものの双方が存在します。

今後におきましても、課内会議等の開催、その他、日常化を目指すOJT、職場内研修をはじめとした各種研修の場を通じるなどし、また、職員の勤務環境の改善を図るなどしながら、町民の皆様に御安心いただける事務事業の執行に向け、その時々において必要と認める各種対策について鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） ありがとうございます。

それでは、順次確認させていただきます。

不祥事発生の要因について、内部牽制というふうなことはどういうふうなことをされているか、現状をお知らせいただきたいと、お聞きしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

内部牽制、内部統制にも通じる形かと思えますけれども、牽制といった意味で申し上げれば、ただいま町長からの答弁にもございましたとおり、組織として仕組みとして確立をいたしてございますいわゆるヘルプライン、そういったものの制度運用等がございますし、また、町長からございましたとおり、全ての管理職が一堂に会しての連絡調整会議の場、そういった場を通じるなどして全ての事項について同じ情報を一律にお出しする、そういった仕組みで牽制といった働きが作用されるような仕組みづくりといったものは進めてございます。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 職員の内部のことを知っているのは職員だと思うんですが、職員が職員を監査するというシステムはあるんでしょうか、この行政には。私は、JAではそれはやっているんですけれども、行政の場合はどうなっているんでしょう。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 職員をといたことで、一般行政職同士が監査といった言葉を用いて行うといった仕組みはないものと考えてございます。

一方で、監査委員、代表監査委員の方々が、地方自治法に基づいて組織機関として行っていた監査といったものが確立されているということになろうかと思います。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） それ監査ですからいろいろなことあると思うんですけども、定期監査もあれば突発的な内部監査もあると思うんですけども、それは定期的ですか。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 私、こちら側としてお答えすべきかどうかちょっとあれなんですけれども、監査のほうでは、いわゆる監査の実施計画といったものをしっかりと定められて、定期的に、あるいは必要に応じ随時に、いわゆる財政状況団体とかそういった監査も実施されておりますので、我々としますれば、そちらの監査について受検をし、御評価等いただくといい形になってございます。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 大体細かいことは事前に聞いておりますので、全員協議会で聞いておりまして話は分かっています。細かいことは聞きません。

大まかな考え方だけを確認させていただきます。町長、副町長、教育長に聞きたいと思いますが、単純な質問でございます。中国のいわゆる古典の歴史書、歴史の本で「三国志」という本がありますけれども、読んだ経験ありますか。どうでしょう。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 断片的に読んだことはありますが、全部全て通してというふうなところはございません。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 読んでいけば話は早いんですけども、「三国志」の中に出てくる泣いて馬謖を斬るということわざがあります。日本にも伝わって有名な言葉です。これはいわゆる長に立つ人間は、私情を挟まずいわゆる対処しなくちゃならないというふうな手本の話です。こういうふうな、読んでも読まなくてもいいんですけども、このことわざの内容は把握されているべきだと思います。やはりそれが不祥事に対応する基本的な考えではなかろうかなと私は思いますけれども、その辺、もしお分かりであれば回答いただきたいんですが。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 泣いて馬謖を斬る、意味は当然分かっておりますし、組織として時にはそういった決断は必要であるというふうなところも認識しているところでございます。

ただ、今回の部分につきましては、正直、私一番問題かなと思っているのは、40以上の本来であれば部下を指導しなければならない、そういった職員が、恐らくですけども、これぐらいはいいんじゃないだろうかといった緩んだ考え、甘えた考え、そういったものが今回の根本的な根っこにある原因だというふうに思っております。

ただいまの新規採用職員が後ろに並んでこれを聞いておりますけれども、そういった意味で、もう一度、我々といいますか、ここにいる管理職も含めて襟を正さなければならないというふうなところがございます。

本来の泣いて馬謖を斬るというふうな部分の考え方は分かるんですけども、ただ、例えば、具体的に処分ですとかそういったところにつきましては、現状、調査中というふうなところもございますし、また、それを決める組織は私が入っていないというふうなところがございますので、そういった部分、ちょっと中国とは違う部分もあるんですけども、ただ、答弁で申し上げましたそもそもというふうなところ、あとは先ほど副町長のほうからお話のありました、ただ単に画一的な研修やそういった古書を集めてというふうな部分でないところの根本的な事柄ということに対しましては、逆に非常に根っこが深いというふうに思っております。そこは今後の防止も含めて意を用いて行っていくというふうなところがございます。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） やはり組織を統率していくためにはこの精神が必要だと思います。泣いて馬謖を斬るは、私情を挟まない、そして一切の規律でもって裁いていくと、そうしないと組織というのは衰退するというふうな例えだと私は認識しております。

そこで、もう一つ聞きたいんですが、やはり起立をもって統率していく、規律を適用するというふうなことに對して問題が起きてくることがあると思うんです。これもまた例えの話ですけども、「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。とかくに人の世は住みにくい」という夏目漱石の「草枕」の冒頭に出てくる話ですけども、この智に働けば角が立つというふうなことをいわゆる人事の面で生かしていくためには、どういうふう考えられるのでしょうか。もし分かればお答えいただけないですか。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 今、お話のあったお言葉と直接にリンクする答弁なるかどうか分か

りませんけれども、様々、人事異動といったものに限らずして人事行政なるものは毎日動いているわけですが、職員の配置ですとかいわゆる待遇、処遇といった点については、業務の遂行状況等もそうですけれども、日々の活動の状況がどういった内容であるかとか、そういったことを所属長を通じるなどしながら総合的に勘案させていただいて、様々な施策あるいは仕組みづくりといったものを行っているところでございます。一つ一つ様々な課題、問題がこの頃、特に顕在化してきてございますけれども、冒頭、副町長からお話ございましたとおり、何か紋切型のような形での対応ではなくて、その時々に応じ、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、必要な対策を図っていくしかないんだろうと現段階では考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） いい答えだと思いますけれども、智に働けば角が立つというのは、知識とか権利とか権限、それらを適用した場合は、必ず人間は角が立ちますよということだと思います。いわゆる今年の春、例えば、自転車の青切符が切られるというような適用になりましたけれども、あれが法的に定められて、早速、自転車でスマホを見ながら走っている人を見かけておいおいと、青切符切るぞと、その場で切れば必ず角が立つと思うんです。いわゆる事前準備というものが要だと思うんです。

それプラス、いわゆる人間は感情の動物ですから相手のことを考えながら適用していかなくちゃならないと思うんですけれども、今、総務課長の答弁で、いろいろ人事の適用をこれからしていくという答弁、適切な答弁かと思います。やはりここで部署ごとに現況の課題を提供させるというふうな考えというのはいかがなものでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） そもそも不祥事と言われる事柄につきましても申し上げれば、やはりそういった不適切、不適正な事務、あるいはベストといいますか適切な働き方、そういったものを全て行えるのは、いわゆる職、組織ではなくて、最終的といいますか、スタート、ゴールも全て人であるといったことから、それぞれの個人の尊重といったことをしながらも、議員からお話ございましたとおり、規律、ルール、各種ありますけれども、条例、規則をはじめとしてありますけれども、そういったものは当然制限といったものにもつながりますので、お話をそのまま使わせていただければ、角が立つというかマイナスに評価する方々も出てくるんだろうといった前提がございします。

その上で、各組織が有している課題等といったものについて、何か明らかにすべきではない

のかといった御質問だと考えてございますけれども、先ほど来申し上げております連絡調整会議といった固定の場、そういった形に限定せずして、各所属においては、課内会議あるいは可能な限り係内会議を定期に開催するよう求めていますし、そういった場を通じて当該組織が有する課題等といったものは浮かび上がってくる、出てくると認識してございます。その程度、内容に応じて各管理職等から我々のほうにも情報提供といったものがございまして、可能な限り可及的速やかな対応を心がけているといったところでございます。

そういったことの根底には、各所属間あるいは職それぞれのつながりにおいてコミュニケーションが図られているといったことが前提かと思っておりますので、そういった先ほど申し上げました人のなすことといったことが大前提でございますので、それを踏まえた上で、今後もその課題の解決あるいは掘り起こしといったものを実施していきたいと考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 分かりました。

職員資格というものは行政の場合あるんでしょうか。どのようになっているんでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

広く職員という形でかなり広範囲になりますけれども、例えば、様々私のような通常のといいますか一般の行政職もおりますし、医療職あるいは保健師のような資格を持っている方、それぞれの分野ごとに資格といったものが存在します。

ただ、地方公務員であるための資格といったものはございまして、それは職員採用の段階の欠格事由に該当せずして受験をされ合格すれば、地方公務員、本庁で言えば本庁の職員になれるといったことになろうかと思えます。

あとは配属に当たって必要となる、勤務に当たって必要となるそれぞれの国家資格等が求められるといった仕組みだろうと考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） いわゆる1級、2級、3級とかあるいは上級、中級、下級、3級というかな、そういうふうな区分ではないんですか。どういうふうな区分になっているんでしょうか。いわゆる管理職になるための資格というのものもあるんでしょうか。どういうふうになっているんでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 現在、いわゆる一律の昇任・昇格試験といったものは、本庁は実施をしていません。日頃の勤務状況等に照らした人事評価等のいわゆる人事考査と言われる関係を基に人事配置等をさせていただいてございます。

議員御指摘の１級、２級といったお話は、きっと一般職の行政職給料表、そういったものに適用されている級別資格かと思います。従来、級別資格基準表といったものが存在しまして、この級に何年いれば基本的には２級あるいは３級、では次の級、上の級に昇格しますといった取扱いがございましたが、御案内のとおり、令和７年の人事院勧告におきまして、その級別資格基準表といったものが国においては撤廃されてございます。

したがいまして、これまでですと、前も関連議案で御説明申し上げましたけれども、いわゆる在級１年の原則といったものが存在しまして、仮に４級の課長補佐が管理職の６級にすぐ渡れるかということ、一旦、５級といったものを１年経験しておかなければならない。そういった前提条件ございましたけれども、今般、その在級１年の原則といった下限も撤廃されてございますので、基本的には級に張りつく資格といったものは存在しない、直接的な何か資格と言われる形で明らかに明示できるようなものは存在しないといったことになろうかと思っています。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○３番（阿部 司君） 当町において信賞必罰という制度はあるのでしょうか。どのように適用されているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 信賞必罰そのものを、この制度ですといった何か明文化したものはございません。先ほど申し上げましたが、総合的に勘案してといった表現を用いさせていただきましたが、人事異動あるいは人事配置、そういった点におきましても、信賞必罰といったものは根底の考え方として持ってございますので、日々、その信賞必罰といったものも含む形で労務管理といったものをさせていただいてございますし、人事配置に当たっては１年、２年、そういった長いスパンにおける状況、プラスの面、マイナスの面、そういったことも踏まえながら盛り込んでいるといった状況でございますので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○３番（阿部 司君） ３日ぐらい前の新聞だと思うんですけども、宮城県内の自治体の人口減少が記事に載っていました。どこの自治体もみんな人口減少で、当町においても、５年、

2020年と2025年を比較して1,380人が減少しました。そして、今現在1万845人、11.3%減少してしまいましたと。県下35市町村ある中でワースト3、下から3番目というふうな状況下だと私は思っております。

これいわゆる縮小社会のもう先行として現れてきたんです。こういうふうな社会でいろいろな問題がこれから出てきます。行政に頼ることも多々あるし、いわゆる人口減少は税収の減少につながりますので、そうすると人数は減る、課題は増えるというふうなことで大変厳しい状況になっていきます。

その観点から先ほど質問したわけでございますけれども、そこで、この今の状況下でまたもう一つ聞きたいんですけれども、私は志津川小学校出身なんですけれども、子供の頃、学校の校庭に二宮金次郎という銅像が建っていたんです。まきを背負って本を読んでいると。何のこともさっぱり分からん真面目な人かなと思って、ただその程度にしか認識なかったんですが、社会人になってちょっと本を読めば大変な人なんですね。あの方は70で亡くなっているけれども、それまでに日本全国の600の村を、今で言うまちです、いわゆる行政改革したんです。そういう方です。今で言えば、これ経営コンサルタントです。そういうふうな人だから全国の小学校の校庭に銅像として建てたと。時代の推移として今はないんですけれども、そういうふうな人であります。

私は、今、行政改革がこの町に必要ではなかろうかなと。こういう人口減少が起こっている状況で、この不祥事というふうな問題は大変遺憾な話でありまして、これをいわゆる対策として挙げるのは、私は不祥事というのは消極的なマイナス思考で現れてくると思うんです。積極的な考えで対処をすべきだと思います。この積極的な考えの中で、やはり改革の1つとして勤勉手当というものがあるんですけれども、この査定方法、今、現況ではどういうふうになっているんでしょう。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 先ほど信賞必罰といったお話もございましたけれども、いわゆる期末・勤勉手当、双方ございまして、議員御指摘の勤勉手当については、いわゆる勤務状況について評価の上、反映をさせていただくという仕組みでございます。

既に今年度も、各所属においてそれぞれ管理職が主となりまして人事評価といったものをスタートさせていただいております。直接にまだこの6月の支給期等に勤勉手当の支給率に反映するといった段取りはなっておりませんで、人事評価の制度自体は仕組みとしてスタートしておりますので、今後、予算の上限といったものが前提となる仕組みでありますの

で、今現在、最終調整をさせていただいているとすれば、6月は困難でございますけれども、今後、ランクという言葉が適当かどうか分かりませんが、評価結果の順序に応じて割合等々組織として整理すべきか、そういった状況でございます。具体の率については、現段階でお答えできるしっかりとした数字は持ってございません。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） しっかりした数字を持っていないということは、まだ実行していないということだと思うんですけれども、私、これ50%ぐらい適用すべきだと思うんですけれども、やはりそれなりの取り組まれている方はそれなりの評価、そして、こういう今回該当するような方はやはりそこから減額せざるを得ないと思うんです。職員だから全員漏れなくあげますなんて、そんな考えは勤勉なんですか。私は不適切だと思うんですけれども。これ検討いただきたいと思うんですけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） まず、今、議員からお話しございました一律にといったお話は、古くに言えば定期昇給と言われていたことがその現れであると考えてございます。現在、国はじめ地方公共団体で定期昇給といった考え方を撤廃いたしまして、普通昇給といった形で、通常であれば1月に昇給期に昇給を迎えるといった制度となつてございます。御理解をいただければと思います。

また、今、懲戒処分等の例をお挙げいただきましたけれども、当然、その評定といった部分には懲戒処分ならず、それ未満も何かしらの行為、そういったものも勘案して評価がなされますので、全て何か一律に行われるといったことではなくて、先ほど申し上げました各所属長が主となって既に進めてございます人事評価、そういったものに加えて、明らかに何か不適正な事務等が行ったとすれば、それを勤勉手当等に反映させる必要があれば反映させていくといった形になろうかと思ひます。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 先ほども言ひましたけれども、職員がこれから行政のスリム化というように進んでいくと思ひます。これは避けて通れないことだと思いますけれども、こうした上で、やはり職員の考えを把握してどういう方向性に持っていくかというふうなことも、これから管理職として把握していかなくちゃならないと思ひます。

例えばの話なんですが、職員に、例えば、数年に1回ぐらい論文書かせてみたらどうですか。何を考へて何を課題と思ひているか、そういうのをやはり所属長なりあるいはトップクラス

の人が、全職員を1人で全部見るというのはあり得ないでしょうけれども、ある程度の所属長が読むと、この人間はどういうふうなことを考えてどう取り組もうとしているのか、そういうのも把握できるし、それから成長ぶりも把握できると思うんです。そういうふうなことがこれから必要になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 論文といったお話でございまして、論文の提出、作成を求めるのであれば、その時々、町長、副町長含めまして上のほうから何かしらの題材、題目といったものを示す必要があるんだと思います。当然、御提示いただいた職員からの論文あるいはレポート等の提出といったものは否定されるものではないと思ってございますけれども、やはり社会情勢というのは年々というよりも日々進化する中におきまして、その日々進化する社会情勢といったものをそれぞれの部署、それぞれの職員がどういった考え、認識で捉えているかといったことを的確にリアルタイムに把握するとすれば、何かしら定期の時期に論文等を求めるといったことよりも、まずは、先ほど申しましたように課内のコミュニケーションの徹底を図るなどして、ボトムアップといった言葉が正しいかどうか存じ上げませんが、昔言われたそういったボトムアップといった形での仕組みをしっかりと確立していくことのほうが、あまり認識、意識との時期をずらさずして組織の活動といったものに反映できるのではないかと、今はそういった考えで、先ほど申しましたとおり、繰り返しとなりますが、課内会議あるいは係内会議といったものを積極的に開催してほしい、そういった基本的な事項についての徹底をお願いしているといったところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 阿部司議員。

○3番（阿部 司君） 今まで話してきたことを考えて、現在は人口減少がかなりスピードアップして減少が進んでいると、縮小社会というふうなものに突入したというようなことで、これから考えると、昨年までの常識が今年当てはまるかと。いわゆるクエスチョンマークなんです。今年の常識が来年当てはまるかと、これもまたクエスチョンマークなんです。大変な問題です。これは何も職員だけでなく我々議員にも当てはまることで、全ての面でこういうふうな疑問が付きものなんです。

私は1つの提案として出ただけの話で、今後、やはりそれらに向けて、常に今までには駄目だからいろいろなことが起きてくると、その改善策というものを真剣に考えていかないとまた起きてしまうということだと思います。今回はそういうふうな考えで、ことわざまで含

めていろいろな話を出しましたけれども、とにかく職員が頼りでございます。私は横からいろいろな話は出しますけれども、実際に働いてもらうのは職員ですから、職員のやる気が起きなければ、萎縮するだけではどうにもなりません。ぜひ、やる気を起こすようないろいろな、先ほど勤勉手当の話も出しましたけれども、やる人には、頑張る人にはそれなりにくれていいと思うんです。

そういうふうな話を提案させていただきまして、私の一般質問は終わりにさせていただきます。大変御協力ありがとうございました。

○議長（菅原辰雄君） 以上で阿部司議員の一般質問を終わります。

次に、通告2番、千葉伸孝議員。質問件名、町民の健康管理の取組は。以上1件について、千葉伸孝議員の登壇発言を許します。千葉伸孝議員。

〔6番 千葉伸孝君 登壇〕

○6番（千葉伸孝君） 6番は、議長の許可を得ましたので町長に質問いたします。

質問内容は、町民の健康管理の取組はです。

要旨に関しては、震災後、町では地域包括事業として輝き通信を発行し、生活不活発病予防の普及啓発などを行い、現在は介護普及事業や各種の教室を行い、町民の健康管理に資する啓発や情報発信を行っていると思いますが、町長は下記の点についてお答えを伺いたいと思います。

1番目、人口減少の中で高齢化率の上昇をどのように考えていますか。

2番目に、超高齢化の日本の状況で、今後の町民の健康寿命を延ばすためにどのようなことが必要ですか。

3番目、日本人の死亡の一番ががんです、町の実施する各種検診で早期のがんが発見される状況は。

4番目、生活習慣病の糖尿病やメタボ等がありますが、町における予備軍の把握は。

そして5番目に、透析の病床数と患者数、また透析患者を増やさないための町の取組を伺います。

すみません、少し視力が悪いもので。よろしくお願いします。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） それでは、千葉議員の御質問の1点目、人口減少の中で高齢化率の上昇をどう考えているかについてお答えいたします。

本年4月末日現在、本町の65歳以上の高齢者人口は4,576人で、高齢化率は41.36%となって

おります。長寿化による高齢者の増加、出生数の減少や若者の町外流出等により高齢化率は上がり続けています。高齢化が進めば、医療費や介護費の負担増加や孤立等の問題が増えることが課題となりますが、年齢を重ねても元気に自分らしく活動し続けられる方が増えることが大切であると考えます。

次に、御質問の2点目、町民の健康寿命を延ばすために何が必要かということについてですが、本町では、今年3月に南三陸町第3期健康づくり計画を策定し、基本方針の1つを健康寿命の延伸としております。

具体的には、町民に対し健康づくりに関する知識の普及を図り、町民一人一人が自分の健康について関心を持ち、保持、増進できるような働きかけや生活改善に取り組むきっかけづくり、つながりづくりを地域の皆様と一緒にやっていくこととしております。健康教室等における情報提供に加え、広報南さんりくやホームページ等の活用、また、行政区に1から2名委嘱しております保健福祉推進員や食生活改善推進員等との連携により、地域の実情に合わせて健康づくり活動を進めてまいります。

続いて、御質問の3点目、町が実施するがん検診における早期発見の状況についてであります。現在実施しているがん検診は、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんとなっております。

集団検診におけるそれぞれのがん発見率につきましては、令和5年度では、胃がんは男性0.6%、女性0%、肺がんは男性、女性共0%、大腸がんは男性0.5%、女性0.3%、子宮がんは0.1%、乳がんは0.2%、前立腺がんは0.3%となっております。

がん検診は、無症状のうちから定期的に受けることが早期発見、早期治療につながるものと考えますので、受診率の向上に進めているところでございます。

次に、御質問の4点目、生活習慣病予備軍の把握についてであります。町では40歳から74歳までの国保加入者に対し特定健診を実施し、その結果からメタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病予備軍を把握しております。

健診を受けた方の中で生活習慣病予備軍の状態にある方に対し、個々の生活に合わせた改善策と一緒に考え、実践につながるように支援を行う特定保健指導や集団での健康講話等を行っております。

最後に、御質問の5点目、透析の病床数と患者数についてですが、南三陸病院における現在の透析ベッド数は20で、令和8年4月の実績では、外来における透析の実患者数は、町外の方を含め38人、延べ患者数は478人となっております。

透析患者数を増やさない取組としては、御質問の４点目でお答えした生活習慣病予防の働きかけに加え、糖尿病が悪化して透析に至ることを防ぐため、医療機関への受診勧奨や保健師、管理栄養士による食事、運動、服薬等の支援等を行う糖尿病性腎症重症化予防事業を行っています。

○議長（菅原辰雄君）　ここで昼食のための休憩といたします。再開は午後１時10分といたします。

午後０時０３分　休憩

午後１時１０分　再開

○議長（菅原辰雄君）　休憩前に続き会議を開きます。

千葉伸孝議員の一般質問を続行いたします。千葉伸孝議員。

○６番（千葉伸孝君）　今日、新人職員が後ろで議員の一般質問を見つめたり在り方を見つめている姿がありますが、私にとっては、結構今の状況というのは私は精いっぱいのことをやっています。誰にも恥じない精いっぱいのことをやっています。

ただ、私が今となって悔やんでいるのは、31年生まれ、そして70歳になりますけれども、その当時の私たちの仲間というのは、日々仕事に朝から晩まで明け暮れて、お酒も好きだし、遊びも好きだし遊ぶことも好きだし、多くのストレスを抱えて生きてきて今があるんだと思います。そして、そういった中で今の高齢化社会をどうやって生きていくかというのは、私たちの使命であり、議員の活動として一番私は大切なところだと思います。高齢化だからとか人口が減ったからだとか、そんなのはもう目の前に来ているので、そういったことを把握しながらどうやってこの町をつくっていくかということが一番の最大の目的だと私は思います、町としての。

そして、先ほど町長に１問目の質問をしたんですが、町長に質問した１問目の内容は、人口減少の中で高齢化率の上昇をどのように考えていますかということの質問なんですが、町長の答えは、65歳以上の高齢者、そして高齢化率が41.幾らと、そして人口減少の中で高齢化率をどのように考えるかという質問に合っていないような答弁だったと思いますので、その辺もう一度お答えをお願いします。

○議長（菅原辰雄君）　千葉町長。

○町長（千葉　啓君）　先ほど答弁で今お話あったように、人口ですとか高齢化率をお答えいたしました。その後に、私、高齢化率というのは、当然、子供の生まれる数が少ないので当た

り前の話なんですけれども、私は、年齢を重ねても自分らしく元気に活動し続けられる方が増えることが大切であるというふうにお話をさせていただきました。まさに答弁の集約の部分は今の言葉だというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 今、世間では高齢化率が盛んに言われて、老人が増えていっているという、地方の自治体の中でそれが大変だというような考えが主ですが、私はこの高齢化率が上がっていくということは、高齢者が100歳になっても子や孫と一緒に暮らす、孫やひ孫と一緒に暮らせる、こういった環境づくりが必要だと私は思いますので、町長の答弁に関しては分かるんですが、ただ、今は高齢化率高いことと人口減少が見えている中で、何とか今の環境を逆手に取って高齢者を増やして高齢化率が50%でも南三陸町の人たちは元気に自由に生き続けられているんだといったアピールが町に必要なだと私は思いますが、そういった考えはどうでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） おっしゃるとおりだというふうには思っております。私がお話したのは、当然、年を取れば体が動かなくなったりというふうな部分があると、そういう方々が当然増えるんですけれども、そうではなくて、今、逆手に取るというふうなお話があったけれども、高齢期を引退というふうに捉えるのではなくて、そうじゃなくて次の世代を導き支える、そういった現役というふうに捉えて、そういった意味でシルバー人材とかありますけれども、高齢者が元気で仕事を続けられるようなそういった仕組みですとか、当然、人口減少による人手不足の緩和にもなるというふうな部分もございますので、高齢者にとっても安定した収入を見込めるような、そういったいろいろな仕組みづくりというのは考えなければならぬなというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 私の考えなんです、高齢者が余計いて人口が減らないような状況でもってっていくということは、地方交付税の支給につながっているというように、私は自分なりの分析しているんですが、現在、地方交付税が1人当たりどれぐらい来ているのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（男澤知樹君） 今、今年度の令和8年度の普通交付税の決定額の資料を持っていないといえますか、まだ本算定終わっておりませんので詳しい数字は申し上げることはできない

んですけれども、千葉議員おっしゃるとおり、普通交付税の算定には人口あるいは高齢者人口、そして高齢者の人口というのが単位費用、要はその人口掛ける幾らというのが基準財政需要額ということで算定の基礎になっておりますので、議員おっしゃるとおり、高齢者の方が一日、一年でも長く生きられて人口の減少が抑えられることが、結果、普通交付税の総額を減らさないといった方向に働くということは、まさにそのとおりでございます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） その辺は、出納室長だったから金額の面とか予算の面とか予算決算の中でそういった数字というのは取られていると思うんですが、今回、発行の議会だよりの中に地方交付税43億円だと思うんですけれども、43.2億円、このように書かれていたんですが、これを単純人口で今の人口で割った場合、単純なんですけれども、1人当たり425万円というような数字が、私の計算間違いがなければこういった形でお金が残っていると。それが100人増えれば4,000幾らとか、そういった形で逆にこういった交付税の額が増えていくんじゃないかなと。今、副町長が話したようにいろいろな算定の仕方があるんですけれども、今現在の議会だよりに載っていた43.2ですか、それを割るとそういった形になります。

だから、高齢化が進んでもその辺に関しては私は問題ないと思って、さっきも言ったように高齢者が孫やひ孫と一緒に暮らせる社会が南三陸町にこれから起こっていけばいいと私は思っています。そういった方向の中で、何とか亡くなる方が少ないように、生まれる方が多いように、町から人が出ていかない体制づくりが町の大きな課題であり、それが仕事だと思うんですけれども、その辺、町長どうでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） おっしゃるとおりなんです。ただ、単純な計算というふうな話しされましたけれども、100人増えたからって4,000万円になるわけではないんですけれども、今、お話しされたように、子や孫と一緒に暮らして、人口が減らないように、働き手が流出しないようにというふうな政策は、こういった少子高齢化の人口減少の中で、なかなかその流れには抗えないような状況ではございますけれども、ただ、幾らでもそういった人口減少のスピードを減らしていくような取組というふうな部分は、現在もこれからも行っていくというふうなところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） それが今、保健福祉課で行っている住民健診、あと早期のがんの発見、これがそういった高齢者を元気なままで長生きさせるということにつながっていると私は思

います。一番最初に要旨で話しましたが、震災後の不活発病というのは、震災で家も建物も土地もそして先も見えない路頭にまみれた状況の中で、住民が何をしたらいいか分からないというような環境の中で、不活発病というような呼び名をしましたけれども、それが現実には何年かはそういった状況に町民があったと私は思っています。そういった中で保健福祉課の活動は、まさにタイムリーな活動だったと私は思います。

地域包括事業は、全国の中でそういった事業が進んで、それが南三陸町で震災後に間もなく輝き通信として生活不活発病の防止についていろいろな輝き通信を出して、住民にそういった啓発をしたという経緯を私はずっと知っています。

私も、結局、両親が88歳で震災に遭いました。そして、物置きでずっと今までは、そして新築までしましたけれども、ただ、88歳の高齢者を57歳の私が2人を見ていくというのは、やっぱり大変な状況がありました。そのときに、保健福祉課の地域包括事業の中で要介護とかそういったものの認定とか、あといろいろな部分で地域包括事業の保健福祉課の活動ってあって、そういった過程で、災害公営住宅で暮らしている人、あとは家は残ったけれども仕事もなりわいも何もなくなったところで生き続けている人たちが何か希望を持てるような輝き通信だったと私は思います。

そのときに父親が88になってもう息子かわいそうだから俺ごみ投げに行くからと言ってやってきました。だけれども、結局、年には勝てなくて、震災から3年もするともう歩いてごみ投げに行けないというような状況がありました。そういったアドバイスもフォローも保健福祉課の包括支援事業ではやってこれたんだと私は思います。

当時を振り返ると、ここに多機能福祉施設が銀行の近くにできました。うちから歩いて私の足でも5分、10分のところにあるんですけども、そこの職員のケアマネジャーが、しょっちゅう自宅に来て大丈夫ですかと、どうなんですか生活は、買物はどうですか、体調はどうですかというような形でしょっちゅう見回りに来てくれました。今は社協とか保健福祉課が一生懸命それやっていますが、当時の震災起こって、なかなかその辺というのは全てクリアはできなかったんですけども、そういった戸倉に建つはずだった多機能福祉施設が、幸運にも私の家の近くに建ちました。今も高齢者になった方がそこで友達と話したりしている環境は、なかなか当時、老人ホーム、福祉施設に入れなかったという現実があります。そういった中で、そういったところの多機能の福祉施設、また町の保健福祉課の活動は、私はすごい大きかったと感じています。

そして、南三陸町の高齢化、平均年齢も間違いなく今現在上がっています。そういった活動

があればこそ、南三陸町の平均寿命は延びていると私は思います。最近、もう友達の両親も97、うちの父親も97ですが、こういった形の保健福祉課の健康診断と、そういった方が町の町民の平均年齢を上げているという現実を町長はどのように考えますか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） まず、平均年齢、私は先ほどもお話ししましたように健康寿命が一番大切なんじゃないかなというふうに思っているところでございますけれども、宮城県と南三陸町を比較して、正直大して差はないところなんですけれども、ちょっと前置きが随分長くて質問が何なのか分からないんです。

地域包括支援事業の話をされましたけれども、確かに町の職員もそうなんですけれども、医療機関だったりボランティアだったり、あとは民生委員さんも含めて、地域の様々な資源と連携して高齢者を多面的に支えてきたというふうな部分は承知をしておりますし、医療、介護、予防、そういった生活支援を一体的に進める支援の中で、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活するというふうなところを目指すというふうな部分で、高齢者の方の社会参加、生きがいづくりというふうな部分に重点を置いて、今後とも支援をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 千葉議員、要点を端的にお願いします。千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 高齢化率が高くなっているということは、高齢化率は何せ平均年齢が高い。これは町にとっていいことだと思いますが、ただ、その現実について町長はどう思っているかという、それを最後の質問で聞いたわけです。

今、私たち産業建設常任委員会も北海道の道東を回りましたが、結局、町の運営、経営というのは町がどういったことをしていくかにつながっていると私は思って、今、池田町とか白糠町とか、最初に産建の委員長が説明しましたが、そういった中でも高齢化率は確かに高いんです。人口も南三陸町より3,000人ぐらい減っています。

そういった中でふるさと納税の調査で行ったわけなんですけど、ふるさと納税額が結構大きく、結局、ふるさと納税としては納められているんですけども、南三陸町も私のほうの委員長が話したとおり、やっぱりふるさと納税を本格的にやっていかないと町の独自財源というものにつながらなくて、そして交付税の占める割合もちょっと私調べたんですが、そうしたら南三陸町においては36%地方交付税で結局賄っていると。そして、ほかの自治体は16%ぐらい、大体半分ぐらいなんです。やっぱりその原資というのは、ふるさと納税だったり大企業の所得税だったりそういった固定資産税とかそういったのに現れて、町の独自財源が増えて

きていろいろな事業にほかの自治体では回しているというような現状なんですけれども、財源が少ないこの問題というのは、町長にとって一番取り組むべき問題だと私は思います。その辺どうでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 財源が増えれば高齢者等を支える事業も増えるので、そういった高齢者に対する支援という部分をもう少し拡充してはどうかという御質問の趣旨であるというふうな想像でお答えをいたします。

おっしゃるとおり、隣の気仙沼市のように130億円と140億円というふうなふるさと納税を集めて様々な施策に生かしているというふうな自治体があるというのは承知をしております。当町もそのような形を目指して現在進めているというふうな状況でございます。あわせて、行財政改革というふうな部分を進めながらまちづくりを今建て直しているというふうな状況でございます。

そういった意味で、一朝一夕にはなかなか自主財源のパーセンテージは上がらないところでございますので、そこは御理解の上、今後の町政運営を見守っていただきたいというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員に申し上げます。通告に沿った形で質問をしてください。
千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 自分なりに今の分析しながらやっていこうと思います。議長の考えは、やっぱり関連しているような感じで言っているのも、それがまるっきり関係ないわけじゃないので、あえてここで議長に反論させていただきます。

取りあえず町をどうしたらいいかって、最初言ったように町民の健康を考えながら寿命を延ばしていく、そして町の活動につなげていく。それが私は必要な部分で、町長がよく言う交流人口拡大が果たして本当に町民のためになるのかといえば、町民のためになるのは、町民を長生きさせて子や孫たちを見れるような環境が健康寿命だと思うんです。やっぱり老人ホームに入ったりとかして年齢を増やすだけじゃなくて、やっぱり健康な形で老後を暮らしていくというのが基本的な健康寿命だと思うんです。それを守っているのが保健福祉課の活動だと思います。

ただ、先ほど町長が言っていましたけれども、がんの検診の結局発覚率というか見つかった率がめちゃくちゃ少ないんですよね。これはどういう、もっともっといっぱいいいるのかなと思ったんですけれども、この辺少ないのはどういう理由なんでしょうか。担当課、お願いし

ます。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） お答えをさせていただきます。

先ほど町長が答弁いたしました発見率というのは、ある時期において健診を受けていただいた方の中でそれに該当した方の数ということになりますので、どういう見方をするかということになるんですけれども、当然、発見率が少ないということはがんにかかられている方が少ないという見方もできるので、議員の御質問の健康的な生活ができているんじゃないかという見方もできます。

一方で、そもそもその率をはじき出すための母数とする受診率が低いんじゃないのというふうな話になると、当然、そこには未受検でここに反映できていない方々もいらっしゃるということになりますので、当課といたしましては、そういった後段の部分も含めて取り組んでいくということになろうかと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 保健福祉課の冊子にこういうものがあります、住民健診なんですけれども。これ見ると町民の人たちみんな見ているんです、やっぱり。私の近い人も前立腺がんで手術したりとか、意外と男性には前立腺がんが多いと。その割にさっき見たら少ないと。あと女性の一番のがんは乳がんなんです。この乳がんの発見率も少ないと。

これは何でかと私なりに考えると、今、自分が通っている内科、外科の主治医のところに行って、ちょっとここがおかしいんですけれどもというような形の指摘で、町の住民健診じゃなくて、病院に通っている主治医のところでここがおかしいんです、ここがおかしいんですというような形で見つかった確率が私は高いと思っているんですが、課長、どのようにその辺分析していますか。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 大変申し訳ないんですが、それを裏づける資料というのは持ち合わせてございませんので、ちょっとお答えしかねます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 今の現実を見ていると、私はそのとおりだと思います。地元で頑張っている個人開業医、そして南三陸病院、その先生方が一生懸命になって住民の病巣を確認したり検査をしているから、多分、町の住民健診では少ないのかなと私は思います。

今回、6月に地元の報道に県の看護の日というのがありまして、健康優良表彰があり、南三

陸町からは高橋さんが保健福祉課長として受章されました。そして、震災後の生活不活発病の防止の事業等、輝き通信の発行に尽くされ、南三陸町初の女性課長とたしかになったと、高橋さん、思います。それぐらい優秀な方が南三陸町にたくさんいます。

今も数名の女性の方が現役でばりばり男性に負けないように頑張っていますが、こういった今回の看護の日の表彰に関して、町長は受章の経緯、そしてねぎらいの言葉あればお聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 申し訳ございません。その表彰は、私は承知しておりませんでした。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 町長、できればこういった職員の県からの県の優良看護師として表彰された。これは把握しておくというのは当然だと思うし、あと保健福祉課のほうでも報道に載っていたので、その辺は把握していないという答弁に関して私はがっかりです。

なぜならば、マイナスの分のこの間の農林水産課の職員の不祥事問題がありましたけれども、それは不祥事だから新聞に載ったということじゃなくて、今回の看護の日は新聞に載っています、県の看護の日で。だから、こういったところこそピックアップして、職員たちにこういったのが必要なんだよと、こういった頑張りがあれば皆さんも上に上がっていけるよということだと私は思っています。

よいことをやった職員にはめちやくち褒めてください。ミスやったり不祥事した人には厳しく対応してください。私はそれが当然だと思いますし、一生懸命やっている人たちの活力になっていかないと私は思うんです。ですから、取りあえずそういった職員の成果、そして町外から認められる、そういったことというのは私は必要だと思うので、その辺をぜひ褒めたたえてください。

議長にも、いろいろ動いて質問していると通告に従ってというような話ですが、なかなかこの問題は私が指摘するところがいっぱいありまして、何とか住民を生活不活発病とか私の糖尿病とか、あと透析とか、そういった人生を大きく変えるような病気にならないように、保健福祉課のほうでは頑張ってこれまでの経緯があると思います。私も先ほど通告読み上げましたが、網膜剥離で目が弱くなって見えません。それが現実です。ただ、町のために何とかしたいというのが私の本音ですので、それを言わせていただきました。

健康寿命、この辺は本気で町長には取り組んでほしいと思います。観光事業だけでなく、第一次産業云々というなら、もっと本格的に第一次産業のギンザケ養殖とかそういった部分

も町長には頑張ってほしい。それが誰のためと言え、町民のためだし高齢者のためだし子供たちのためだし働く場の確保にもなるから、ただ、口で言うのはたやすいのは私も分かっています。でも、やっぱり言ったからには、町長には前町長とは違う形でまちづくりに取り組んでもらいたいと思います。

だから、健康寿命、平均寿命、その辺も含めて町長の今後の活躍、活動、その辺を私は見ていきたいと思いますので、何を質問しているか分からないと言っているかもしれませんが、何とかして延ばす方法、病気にならない方法の一番は何なのか、その辺、町長の答えられる範囲でお願いします。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 先ほど来、そういった健康寿命を延ばすというふうな部分につきましては、お話しさせていただいたように高齢者が元気で仕事に、シルバーでもボランティアでも構わないんですけれども、そういった元気で仕事につけるような形というふうな部分もございますし、どうしても高齢者の孤立というふうな部分は避けて通れない状況だというふうに思っております。

高齢者の孤立につきましては、生活の質もそうですし、それも質が下がるとやはり健康を害するおそれがあるというふうなところでございますので、そういった意味で高齢者の孤立防止といった社会課題にも対応させていただくというふうなところでございます。

ちょっと先ほどお話あった部分に反論するわけではないんですけれども、ちょっと表彰の部分はいつ表彰になったのか私も承知してはいないんですけれども、何もいいことがあってそれを褒めないとか、悪いことがあったから厳しくする、当たり前のことでそれはやっています。ただ、そういった部分というのは、当たり前のことでやっているしこれからも続けていきますし、そしてお話のあった観光だけでなくというふうなお話もありましたけれども、私、観光に力を入れるということは一言も言ったことはございません。

また、現在、公約でお話しした農業は、今、順に進めておりますし、そういった意味では注視していただくというふうな部分は必要でございますし、監視をしていただくというふうなところで結構でございますけれども、今、着実に進んでおりますので、そこは恐らく来年度予算に反映するような形で目に見えてというような部分は出てくると思いますので、そこは御心配されているというふうに思いますけれども、頑張ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 今、新人の職員がもう一生懸命になって聞いてメモしているんじゃないかなと思うんですけども、町長の発言は本当に貴重だと思うんです。町長がリーダーシップを取って先頭切って走るということが、やっぱり彼らには本当に目について分かると思うんです。

そして、今回、たまたま私の質問のときに来てくれて、私も恥をさらしていますが、取りあえず私は町長に自分の思いの丈を伝えるだけであって、町長はそれに真摯に答えてくれる。これでいいと思うんです。私の質問がつたなくても、一生懸命になって答えてくれる。この動きが私は必要だと思うんです。管理職も含め職員も含め、一生懸命とにかくやる。一生懸命やっていれば、間違いがあったとしてもそれは救われると私は思うので、その辺だと思います。

今現在、社会問題になっています南三陸町も人口が減っているというのは確かなんですけども、町長の話、口から出ましたが、孤立化は大問題で、これが今日も報道に出ていましたが、老老介護の悲惨な現実が全国で流れています。宮城県内もちろんです。その苦労というのは、その老老介護している子供しか分からないんです、基本的には。

そして、以前に同僚議員が町の高齢者の状況を保健福祉課か何かに聞いたときに、大体個人で高齢者が生活している人が大体600世帯ですか。そして、老老介護で年老いて高齢者となって暮らしている家庭がそれも600世帯だったように記憶しています。そういった老老介護対策、それは関係ないと言われるかもしれないけれども、健康寿命と高齢化と密接に関係ある部分なので、老老介護、災害公営住宅の独り暮らし、この2つの問題を町長はどのように考えていますか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） たまたま高齢者の孤立防止というような課題であるというふうなお話をさせていただきましたけれども、見守りですとか、あとは様々な担当職員が地域に出向いて健康教室等やっております。そういった部分の開設などを進める一方、例えば、移動支援ですとか買物支援というふうな部分も大切なところでございますので、そういった生活基盤を整えるような施策のほうを今後ともやってまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） この間、社協に行って自治会の状況を見てきました。そして、いろいろな問題がやっぱりあるそうです。そういった中でどうしても孤立している人たちがいると、なかなか参加してくれないと、そういった話も聞くし、あとごみ投げの部分でも自治会長が

大分苦勞しているというような話を聞きます。そういった社協の最後の報告の中で、結局、見回りにしていた職員が今後減っていくんじゃないかというような話もしていました。

災害公営住宅の見回りは、社協で担ってきたり、以前は保健福祉課が担ってきたように思いますが、連絡が取れないと、60過ぎた親戚の連絡が取れないと、それってもうどきどきするんです。今、何が起こっているか分からないというような状況の中で、やっぱり災害公営住宅の見守りというのは今後の拡充、この辺は図っていくのはなかなか難しいのでしょうか。それもやっぱり予算の問題でできる、できないということにつながっていくのでしょうか。その辺お答えをお願いします。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 議員が御質問いただいておりますとおり、そうならないための取組というのは非常に重要だというふうに思っております。本年度から重層的支援体制整備支援事業ということで、そういうところに該当しそうな皆さんを早期にこちらにつなぐような仕掛けづくりを今年度から本格的に進めているという状況でございます。事が重大になってからという前に、事前にできるだけそういったところの情報を先ほどお話も出ました社会福祉協議会と関連する機関と連携しながら、こちらにつないでいただいて必要な支援をしっかりとつないでいくというのは重要だというふうに思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 課長、担当課にはぜひその辺、本気度を示してほしいと思います。

この間も孤独死がありました。私も知っている方なんです、寂しく災害公営住宅の。ただ、その方も病院に通っているんです。そして、やっぱりどこか体に異常があって、その後、孤独死なされたというような最終的な話を聞きました。

だから、いつそういった問題が起こるか分からないので、いろいろ計画はあるんでしょうけれども、常々そういった考えを持って行動しておかないと、いざ起こったときにやっぱりなというような感じにならないように。

ただ、今、本当に深刻なのは、老老介護の中の悲惨な事件がもし南三陸町で発見したらば、どこが問題かといったら、その事件を起こした方々の環境を見抜けなかったというような町の問題にも私は発展すると思うんです。しかし、今、それはまだ起こってません。

ただ、私なんかも2人の両親を見て、仕事をしながら再建もしながらやってきましたが、1つも苦勞だと思わないんです。なぜかというのは、目標を持ってやってきたから。事業再建、

住宅再建。だから、そういった夢と希望と、あと資金がないとか、その辺が一番問題だと思うんです。そういった取り巻く環境の改善に対して、町ではどんなふうに考えているのか、その辺、課長お聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 東日本大震災を経て、コロナ禍があって、生活の状況というのは時々によって大分変化をしてきており、それに加えて、御質問にありますとおり高齢者人口が増えていく中であって、やはり状況というのは様々考えられるということになります。何を準備すれば全てが防げるかというのはなかなか難しい問題ではあるんですが、だからこそ、先ほども言いましたが、早いうちにそういう状況を認識して必要な支援につなげていくということが重要だというふうに考えておりまして、今年度からそういったところに少し力を入れていこうというふうに進めてございますので、再度になりますが、今後とも、その分についてはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 課長、行動で、結果で示してほしいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

透析というのは、私の友達も親戚も透析、現実になっています。急に透析来るんです。そして、今の生活スタイルが180度も360度も変わるという現実の中で、透析をしている人たちの気持ちは私たちにはやっぱり分からないんです。環境も変われば生活も変われば、一番は家族の状況が変わるといような状況の中で、透析、町長が先ほど何人いて治療している方が三十何人いて、あと総計でもって400幾らというような形ありましたが、透析を継続していくためにも、やっぱり町外から透析を受け入れるとか、そういった形で看護師を動かせる環境をつくるとか、そういったのも透析を今後維持させていく1つのスタイルだと思います。

震災後、公立志津川病院のほうに透析施設がありましたが、志津川病院では透析部門はできないということで、南三陸クリニックさん、町外から来た方が透析を専門にやっていました。そして、その方が大震災で流されてまるっきりなくなって、南三陸町の透析の方は、気仙沼行ったり南方行ったり登米市に行ったり、遠くまでマイクロバスで通ったという経緯があります。その苦痛も聞きました。

だから、南三陸病院の透析病院を維持するにも、ほかから患者さんを持ってくるということも、継続して透析部門が存続する1つの方法だし必ずやらなきゃいけないことだと思うんですけれども、町長なかなか難しいと言うので、保健福祉課長、説明うまいのでお願いします。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 前段の透析につながらないための努力というのは、やはり当課の役割としてやらないといけないということだと思います。先ほど町長答弁にありましたが、いろいろな要望の関係で保健師や栄養士などが相談業務に持っているという状況でございますので、これも先ほどの答弁の繰り返しのようになりますが、早期に発見するというのが何よりやっぱり重要なことだというふうに思っております。その上で、透析につながらないような取組というのをできるのが一番一任であろうというふうに思っております。

また、病院の透析を継続するという件に関しては、病院事務長のほうから答弁していただきたいというふうに思います。

○議長（菅原辰雄君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤正行君） 病院の透析の継続につきましては、今の歴史の部分は千葉議員がお話ししたとおりでございます。

ですので、現在の病院を再建する際に、ぜひこの病院で透析治療が受けられるようにという思いで設置をしておりますので、その思いは今も変わりませんので、町外から呼ぶとか呼ばないにかかわらず、透析治療というものは継続してまいりたいと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 私の友達も、最近、突然透析というような話を町外から聞いて、元地元で住んでいた方なんですけれども、その方にぜひ私は戻ってきてほしいと言ったんですけれども、やっぱり今の生活を覆すことはできないということで、こっちに来て透析するのは難しいと。だから、病気ってとにかくいろいろな問題を含んでいて、その辺は難しいという話聞きました。人を増やしたいんですけども、帰ってきてほしいんですけども、なかなかその辺はできないと。

また議長に怒られるかもしれませんが、今回は、私がこれまで35年間取り組んできた生活不活発発病の原点である糖尿病に関しての説明をちょっとさせてください。

糖尿病に関しては、2型糖尿病で食生活とかそこから始まるので、家庭の食生活が私の不規則な生活スタイルに合致してもう最悪な状況になったというような現実があります。早期に見つかれば食事療法でも改善できるのを、その取組をしなかった。そして、震災後に米山のほうに南三陸病院が移転になったときに、私も糖尿病の悪化で、たまたまそこに栄養士が私の同級生だったんですけれども、今やらないと駄目だよというような形の指導を受けましたが、なあに大丈夫だからと、そういった安易な考えがありました。

だから、今、保健福祉課のほうでいろいろな健康相談していますよね。そして、健康診断の相談もしていますよね。そこで糖尿病というのは本当厳しいものなんだと。目も見えなくなるよと。だから、その厳しさをもっと町で、予備軍というかそういった人たちにその大変さを、私になってもいいですから、説明するような形をもっともって行って糖尿病患者をなくすことが、私は必要だと思います。

あともう1字付け足せば、私は糖尿病が悪化して、眼球の新生血管というのが眼底にあるんですけども、そこが固まってもうどんどん目が見えなくなっていくというもう最悪のパターンを経験して、その中で一番大変だったのは、2人の高齢者を抱えて車の運転ができなかったらどうしようというのが一番不安だったんですけども、それちょっと的中してしまって1か月ぐらい目が見えない状況があって、そして、そういった中で石巻の免許センターでもう免許証は諦めてくださいと、気仙沼でも、ああ千葉さんもう駄目だねと、そういった絶望的な視力検査で受けました。

そうならないためにも、ちょっとした糖尿病、あと目の病気を真剣に、そういった因子を持っている、そういった病気をちょっと始まった人たちには、ぜひ積極的にいい先生、いい眼科の先生、いい大学病院の先生、そういった人たちにかかって、長生きするためにはそういったものを克服しないと長生きできないと。

ですから、保健福祉課の役割って私はすごい大きいと思うんです。ですから、町民の健康指導、そして健康相談、あと生活相談は町民税務課あたりがするのかなと思うんですけども、その辺の今後取り組む考え、住民への啓蒙、その辺というのはどのように考えていますか。

町長、お願いします。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 保健福祉課長が先ほどから再三お話ししておりますけれども、重層的支援体制というのを構築しました。ですから、そのような、今、千葉議員がお話しされた病気にならないように、それを予防するために、その前に町の保健師等が積極的に支援をしていくというふうな答弁をさせていただいておりますので、るるいろいろな原因があるとは思いますが、そういった部分で早期発見というふうなところを心がけて、町としては頑張っているというところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 町長の説明は分かります。保健福祉課長が一生懸命やって重層的なというふうなことを言っていますが、重層的なと言っても、なかなか町民がそれに応えて

くれるかというのは、また町の啓発、啓蒙だと思うんです。その辺が、本人が行く気を起こさなかったら、やっぱり重層的などと言ってもなかなかその辺は結果的にはそういった病人が増えるんじゃないかなと私は危惧しているので、あえて町長にということで問いました。

今回、生活習慣病とか保健福祉課の活動をいろいろな方向で私も調べてみました。そして、今、総務課長のほうから職員の配置図ももらいましたが、今、全員で保健福祉課の職員46人ぐらいいるんですけれども、今後増えるか、それを今後減らしていくのか、その今後というのは保健福祉課のほうでどういうふうに考えているのか、その辺お知らせください。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 当課の体制につきましては、やはり今後、南三陸町の当課が所掌します事務の推進に当たって、どういった行政サービスが必要であって、求められていて、どういった対応を図っていくのかということを見極めた上で必要な人員の配置をしていくということになろうかと思っておりますので、そこは人事担当課とよく協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 今、保健福祉課で健診の方向も進んでいます。コロナ、インフルエンザ、そのほかに百日咳とか、あとは带状疱疹とか、そういった検査をして、やっぱり病気が重篤になる前にそういった注射を打って、それがよくなっていくにはこしたことないんですけれども、結局、予防注射、その辺というのは活発的な動きなんでしょうか。

私の友達は、直接病院に行ってインフルエンザの注射を打ってくださいとかって行く方もいるので、全部が全部町の保健福祉課のそういった活動に応えられるように保健福祉課のほうで予防接種受ける人たちでは、私はないと思うんですけれども、その辺、今後だと思うんですけれども、今のコロナもインフルエンザも結局長引くと、結局、ワクチンを打ってもそれが体に残ってとか带状疱疹も体に残ってとか大きな問題があると思うんです。その辺というのは保健福祉課のほうでどのように考えているのかなというのが不思議で、ワクチンを打ったけれども、体内にそのワクチンが残っていて、コロナでもインフルでも再度悪くなるんじゃないかなと心配している人が町民の中にいるものですから、どういった経緯なんでしょうか、その辺は。ワクチンとか打って。どういった感じなんでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤宏明君） 予防事業ということになりますので、基本は全くそれによってもかからないということではなくて、やっぱり基本は重症化をさせないということなんだと思

います。その判断はなかなか難しく、後遺症が残るからどうだというふうなことになりますと一概にこうだというふうなことを言い切るのもなかなか難しい問題ではあるんです。

ただ、先ほども申しましたが、やはり重要なのは、何度も言いましたが、予防ということは防ぐということがやっぱり大前提にあるので、その上で何を防ぐかという、やっぱり重症化させてその後につながらないようにするというのが必要なんだと思います。当然、個々人の健康状態によってそれは変わってくるものだというふうには認識しておりますが、当課とすれば、これまでどおり事業として進めていくというふうになるかと思います。

○議長（菅原辰雄君）　ここで暫時休憩いたします。（「本当最後です。一言言わせてください」の声あり）

じゃあ、千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君）　すみません、長々となるのでここで締めたいと思いますが、住民の健康、町民税務課、そして町長、町全体で長生きできるような南三陸町をつくってほしいと思います。

これで終わります。

○議長（菅原辰雄君）　以上で千葉伸孝議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時20分といたします。

午後2時03分　休憩

午後2時20分　再開

○議長（菅原辰雄君）　休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

通告3番、須藤清孝議員。質問件名、学校運営における合意形成と子供たちの主体的参画について。以上1件について、須藤清孝議員の登壇発言を許します。須藤清孝議員。

〔5番 須藤清孝議員 登壇〕

○5番（須藤清孝君）　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

学校運営における合意形成と子供たちの主体的参画について、教育長にお伺いいたします。

近年、学校現場では、不登校対応や多様性への配慮など従来以上に複雑な課題への対応が求められております。そうした中、各学校においては、校長先生のリーダーシップの下、実情に応じた柔軟かつ丁寧な学校運営に御尽力いただいておりますことに敬意を表します。

その一方で、全国的には校則や学校生活上のルールの見直しが進められておりますが、判断基準や見直しの過程が見えにくいとの指摘もあるところであります。本来、校則や学校生活上のルールについては、子供たち自身が生徒会活動や生徒総会などを通じ議論し、合意形成を学ぶ非常に重要な教育機会であると考えております。

また、価値観が多様化する現代においては、学校だけで課題を抱えるのではなく、保護者や地域との相互理解を深めながら学校運営を進めていく視点も重要であり、その意味でもコミュニティ・スクールの果たす役割は大きいものと考えます。

そこで、以下の３点について伺います。

まず１点目、校則や学校生活ルールの見直しにおける子供たちの主体的な参画を教育委員会としてどのように位置づけているのか伺います。

２点目、対話と合意形成を進める上で、今後、コミュニティ・スクールをどのように機能させていく考えか伺います。

３点目、学校現場の柔軟性を尊重しながら、判断過程や考え方について説明責任や透明性をどのように確保していく考えか伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 須藤清孝議員の御質問、学校運営における合意形成と子供たちの主体的参画についてお答えいたします。

初めに、御質問の１点目、子供たちの主体的な参画をどう位置づけているかについてですが、校則や学校生活のルールにつきましては、児童生徒が安全で安心して学校生活を送るため、各学校長の責任の下、地域や学校の実情を踏まえて定められているものであります。

一方で、社会環境や子供たちを取り巻く状況が変化する中、校則等についても必要に応じた見直しを図っていくことも重要であると認識しております。その際、児童生徒自身が学校生活の在り方について考え話し合う経験は、主体性や協調性を育む上で大切な教育活動であると考えております。

毎年８月に開催しておりますＧ８子どもサミットにおいて、町内の小中高校の児童生徒が「みんなが行きたくなる学校とは」をテーマに話し合う場を設けており、所属する学校の取組を振り返りながら他の学校のよさを知る機会となっております。

教育委員会といたしましても、各学校の実情や児童生徒の発達段階を踏まえながら、子供たちの主体的な参画が適切に図られるよう取組を支援してまいります。

次に、御質問の2点目、コミュニティ・スクールをどのように機能させていくかについてですが、各中学校の生徒会活動や令和5年度から行ってきたG8子どもサミットを通じて、子供たちがよりよい学校づくりに向けて主体的に参画する土壌は着実に育まれつつあると認識しております。

今後は、子供たちから出された問題提起や意見を保護者や地域住民の代表が集まる場でも取り上げ、多様な立場から熟議を深めていくことが必要であると考えております。生徒総会等の話し合いの場で挙げられた子供たちの率直な声やルールの見直し案について、コミュニティ・スクールでの議論につなげられるよう、各学校や地域の実情に応じて教育委員会も伴走してまいります。

最後に、御質問の3点目、説明責任や透明性をどう確保していくかについてですが、各校では、児童生徒や保護者に対して学校の決まりや生活の約束等を示すことで広く理解を求めるとともに、規律ある安全で安心な学校生活を送るための指導に生かしております。

一方で、校則や学校生活のルールについては、今後、多様な児童生徒がいることを考慮した上で、どの子にとっても分かりやすく実践しやすいことを担保する必要があると認識しております。G8子どもサミットにおけるよりよい学校づくりに向けた子供たちの主体的参画の姿が、今後も学校生活を豊かで潤いのあるものにしていくための原動力になると考えております。

教育委員会といたしましては、子供たちの議論をコミュニティ・スクールの中で共有しながら、保護者や地域の大人が後押しできるような環境づくりに努め、よりよい学校づくりが町全体に広がるように支援してまいります。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） ありがとうございました。自席から質問させていただきます。

先ほど、校則や学校のルールの見直しへの参画には教育的な機会、大事な教育活動であるという御答弁いただきました。中学校を例に挙げますと、毎年、生徒会活動や生徒総会などの取組を通じて成功体験を学ばせていると学校から報告を受けているかと思います。そのような認識で間違いはないかどうかをまず初めに確認させていただきます。事例とかもあれば、それも含めて御答弁願いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 今、議員おっしゃるとおり、中学校においては生徒総会が開かれ、日々の生活の見直しや校則等についても話題にしているということは、学校から報告を受け

ております。

一例を申し上げますと、志津川中学校では、生徒には日常生活の約束についてという約束がありますが、それらの内容等についても、生徒総会で議論されるものと思いますが、志津川中学校では、生徒の質問に生徒会が熟議をして回答するという姿勢も取られているようにございます。

質問の一例を申し上げますと、例えば、長ズボンジャージのときはシャツイン、シャツを中に入れるのをなくしてもいいのではないのでしょうか。生徒会としてジャージの着こなしを見直すことはできますかという生徒の質問に、生徒会執行部として、身だしなみは中学生らしい服装であることが基本であるため、シャツインをします。ですが、半袖半ズボンのジャージ着用時のみ、シャツを出すことが認められています。括弧して式典のときなど、正装で臨む場合があるため、必要があるため夏場でもシャツインをします。理由は暑さ対策のためです。暑いときはまず半ズボンになるなど、個人でできる暑さ対策をしてくださいというように、生徒自身から挙げた質問または疑問に対して、生徒たちが熟議をして答えて納得を得るという姿勢が取られているようにございます。

以上です。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） 日常生活の活動について、前は生徒心得とか何かそういった感じの類いだったかと思うんですが、今はそういう表現になっていらっしゃるのでしょうか。ごめんなさい。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 志津川中学校から頂いた資料では、日常生活の約束についてという、この上に括弧書きがあるんですけども、この日常生活の約束は志中生として守るべき約束事です。これまで生徒会の先輩方が中心となって話し合いを重ね、生徒全員が過ごしやすく安心して生活していくために必要な約束を考え、志中生全員で守ってきた約束です。規律ある安全で安心な学校生活を送れるよう、内容を理解し約束を守って生活しましょうという前文があります。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） 同じことを二度もすみませんでした。

私も中学校のPTA会員離れてもう5年も6年もなっちゃうものですから、その辺の間に多分その表記の仕方とかが変わったと思います。ただ、取扱い方は変わっていないかと解釈し

ておりますが、令和２年の９月議会において、当時は生徒心得とか生活の決まりという表現だったんです。校則というその表現ではなかったかと認識しているんですが、９月議会において、校則に代わる生活の決まりの現状について議論させていただいたという経緯がございまして、当時、一事例として頭髮の規定を取り上げました。

最近の中学生を見ますと、自由な髪型にしている生徒を多く見かけますが、生徒の意見として議論されルールの改定が行われた経緯がないのに、学校生活では容認されておりますと私は認識しております。学校側の配慮、時代に合わせた柔軟な対応としては理解の及ぶところでございます。

しかしながら、ちょっと悪い表現ですけども、大人が裏で融通を利かせたことで、ルールそのものが形骸化し子供たちに与える影響やリスクを考えますと、私としては無視することはできません。これは教育上好ましくないことなのではと思われませんが、ルールと実態が乖離している現状について、教育委員会の見解をお伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） ありがとうございます。

今、おっしゃるとおり、志津川中学校では日常生活の約束について、歌津中学校では学校家庭教育のしおりというものを全生徒に配付をして、どちらも中学生らしい生活を約束している内容になっていると思います。

今、議員おっしゃるとおり、頭髮について令和２年に御質問があったことは承知しております。それで、この両校の約束の中の頭髮の部分についての記載をまず読み上げたいと思います。

志津川中学校ですけども、男女共に学習や運動に適し、高校受験の面接に臨めるような髪型を常とします。前髪は目にかからない程度とし、肩にかかる場合は結びましょう。整髪料の使用は認められていません。また、結ぶ際のゴムは黒か紺、茶色とします。また、パーマや脱色、染色、ピアスは厳禁です。ヘアピンは黒のみとします。眉を細くしたり不自然な形にしたりしないようにしましょうが志津川中学校でございます。

歌津中学校について、同じ内容を読みます。

頭髮について、男女共に中学生らしい自然な髪型で生活します。男子について、前髪は眉に、横髪は耳に、後ろ髪は襟にかからない長さにします。括弧書きで過度なツーブロックは禁止です括弧閉じます。その他、目立つ髪型が見られた場合は声がけの対象になります。女子においては、前髪は目にかからないようにし、後ろ髪は肩にかかったときはゴムで結びます。

ゴムの色は黒系統のものとしします。髪を留める場合は黒のヘアピンを使用します。その他、目立つ髪型が見られた場合は声がけの対象になります。共通として、眉を剃ったりしないこと、パーマ、染色、脱色なども禁止です。整髪料、括弧ワックスなどの使用は禁止です。ストレートパーマも禁止としますが、事情により縮毛矯正などをする場合には必ず学校に許可を受けてから行いますという約束事として、生徒間では理解していると思います。

議員おっしゃるように、今、この内容に触れるような髪型については、私は今ちょっと学校離れてしまったのでなかなか生徒に会う機会はないですけれども、学校から、または保護者から教育委員会に、髪型について過度な髪型でどうなっているんだというふうな問合せは今のところはありませんが、もし、議員がおっしゃるような実情があるのであれば、教育委員会といたしましては、現状、校長を通して生徒指導担当等から実情について、この約束事と実情についての乖離があるのか、その際の指導の意図、理解はどのようにしているのかを早急に調べたいと思います。

現状では、教育委員会といたしましては、まずこの範囲の中で行われているものとは思っておりますが、実情については早急に確認したいと思います。

以上です。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） ありがとうございます。

さっきも言いましたけれども、PTA会員を離れてちょっと年数経っているものですから、志津川中学校の文言の中には具体的な頭髮の禁止というのは削除されているというふうに私今認識しました。私の知っている情報というかそれまでの知識、認識がもうアップデートされているんだと思うんですが、こういった類いの生活の決まりは、教育長答弁にもありましたが、子供たち、先輩たちがずっとルールを決めて積み上げてきたものと私認識しているんですが、これ場合によっては学校側での判断のみで削除することも可能なんですか。ちょっと今想定にない状況になっちゃったのであえて言います。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 私も、前の文言のペーパーを今持ち合わせていないので、どのように変わったかの詳細については承知しかねますけれども、今、議員おっしゃるように、その文言の削除について、生徒会上の生徒の自主的なもので削除、変更されたものか、教員等による何らかの配慮等によって、考えによって削除されたかは分かりません。

ただ、仮に学校側の都合で削除されたのであれば、望ましい形ではないと思いますし、それ

が生徒側からぜひ見直してほしいという議論に上がって、生徒、それから保護者、学校と協議の上で変更がなされたものであれば、自主性を尊重した形での変更ということもあるかもしれません。ちょっと詳細、事実については今は報告しかねます。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） 私もそう思います。

この辺の不透明とか共有するという部分は、後ほどまた改めて、これも含めて議論させていただきたいと思いますが、実際問題として、教育長、頭髪のルールに関しての取扱いはすごく難しいんです。子供たちに議論させるといっても、例えば、ツーブロックといったら男子に限定される。それを子供たちの意見というのをまとめて、肯定して何を約束事として決めるかというのを促すのというのは、現場判断ではすごく難しいと思うんです。今までの先ほどのやり取りでちょっと若干不透明なところもありますが、教育長はそこを調べて、適切な指導の方向に進むというのであれば、私、そこを今回この問いで指摘させていただきたかったんです。

多分、学校運営は校長先生に権限があるので校長先生に任せる。ただ、今みたいな取扱いが難しいことがあるのであれば、教育委員会としてある程度促してあげて、校長先生を孤立させないように、学校を孤立させないようにサポートする立場が教育委員会の立場じゃないですかという議論をしたかったんです。その辺について、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、学校運営の責任者は校長にありますけれども、それを監督するのは教育委員会にあることは、おっしゃるとおりでございます。

ですので、今、議員おっしゃったとおり、学校の決まり、特に頭髪、容姿に関することなので、非常に子供たちにとっては重要なことであれば、その変更の経緯等については、こちらではしっかり情報を把握して、もし適切でない学校運営の方針でそのような形があった場合には、適宜、校長等には教育委員会から指導する必要があるかとは思いますが、そこも含めて、ここ最近の校則の変更等について、改めて教育委員会から学校のほうに照会する形で、その経緯についても透明性を担保できるように、説明できるようにしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） いきなり若干本題からそれた感があるので戻しますが、子供たちの主体

性がテーマですので、学校生活上のルールについて、子供たち自身が自ら課題を提起して、仲間と議論して、異なる意見を調整しながら自分たちなりの結論にたどり着く、その工程そのものに教育的価値があると私は考えております。その経験を本当の意味で主体性の教育として生かすためには、どのようにしていったらよろしいのかなとお考えでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） お答えいたします。

今、おっしゃるとおり、主体性は非常に大事なことだと思います。どのようにということですけれども、まず、答弁の中で何度か申し上げた今、夏に生徒会に生徒が集まって議論する場、行きたくなる学校づくりについて議論を重ねて3年目を迎えております。

昨年の例で申し上げますと、年々、議論の仕方も上手になってきたというか、まとめ方もよくなりまして、昨年度は、学校でできる3つのことを策定したわけなんですけれども、令和7年度は、出てきたG8では、みんなが安心して過ごせる優しい学校、楽しいを生み出す学びと活動がある学校、自分らしく成長できる学校という、行きたくなる学校のための3つのテーマを設けて、これはもう各校で児童会、生徒会ごとに学校の実情や子供たちの考えを尊重して、それを学校側、教師が後押しする形で各校で展開されたので、どの学校もテーマだけ同じで活動内容は異なりました。

その点については、行きたくなる学校づくりの担当者会議は年に4回行っておりますので、3回目、4回目の多分11月と3月の会のときに、実施についてお互いに発表したところですが、それぞれオリジナリティーを生かした自主的な活動が、3年目にして生徒の自主活動が生徒に響いた内容であったのかなあと思っております。

そのような機会を大事にすることと、あと実績というところでは、ここにはちょっと出ておりませんが、学習面についてでも主体性を育むことは非常に大事でございますので、なぜ勉強するのかとかというところにもその自主活動が波及していけばいいのかなと思っておりますので、このG8の活動に限らず、別な一例で申し上げますと、志津川小学校では、昨年、G8に関係するんですけれども、新たにくろしお祭りというのを子供の発案で立ち上げて、それを教師が応援して実践して、非常に子供たちの盛り上がりで、全員が参加していい成果があったという報告は伺っておりますので、そういう子供たちの自主性が見られたときに、今度は学校がいかに伴走して教師主導にならずにリードしていくかということが大事になるかと思っておりますので、引き続き、そのような活動を教育委員会としても把握するとともに、学校間で共有をして横にも広がるようにしたいなと思います。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） 子供たちを管理する教育から寄り添う教育というのは一例と今受け止めて伺っていましたが、話戻しますが、本当の意味でのという、どのようにしたらいいんだろうというときは、さっきのやり取りもありますけれども、学校側がどのような議論を経てどういう理由で採用したのかとかというのを、やっぱり丁寧に共有して学校運営へ反映させるべきではないかなあと私は思っているんです。

そうしないと、せっかく子供たちが意見を出したのに、自分たちの声で学校をよりよくできるという実感につながらないんじゃないかなと。その経験こそが本当の意味での主体性を育む教育機会として生かしていくことなのではないかなあと私は思うんですが、子供たちの主体性と学校運営との接続について、今後、教育委員会としてどのような御指導をされていくのか、1件目の最後にお伺いしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） いつもありがとうございます。

子供たちの主体性と学校側の指導ということでございますが、これまでも申し上げたとおり、子供たちの主体的な活動、今、須藤議員おっしゃったように、管理する学校経営から寄り添う学校経営ということはもちろん言われていることでございますし、今、子供たちは主体的で深い学習であったり共同的に学ぶという学習にもその主体性が求められているところであり、また、我々の時代は正解を求めると褒められたんですけども、1個しかない答えをみんなで考える時代から、今、多様なことを自分で決めてやることなので、議員おっしゃるとおり、本当に主体性がこれから求められる子供たちの資質であることは十分認識しております。

ですので、私も校長会におきまして、これからのリーダーシップは強いリーダーが校長がトップダウンで物事をするのではなくて、教職員の活動をボトムアップするような支援型であることが望ましいということは校長には指導しております。ということは、先生方においても、子供たちを学級経営において、1個の型に、教師の思う型にはめることなく、子供の自主性を生かす、やりたいことをボトムアップして支えてやる学級経営についても、校長として指導していると私は認識しております。

ですので、今後の教育活動においては、G8子どもサミットは非常に学校代表が集まるという大きな事業ではありますけれども、日々の学校での委員会活動であったりクラブ活動であったり、ひいては学級での系の活動であっても、やるべきことはもちろんゴールは決まって

いるんですけれども、それに子供たちがどのように取り組むかを、直接的には担任もしくは学級に近く寄り添う支援員であったり複数の教員、それを今度は見守りバックアップする管理職のそういう学校としての体制も求められるのかなあと思っておりますので、教育委員会といたしましては、校長会議等も通して、校長に子供の自主性を重んじる活動を重視すること、または子供の発想を生かすこと、そのためには教職員の指導も併せて、教職員の実践も大事にすることが児童生徒の自主性を大事にすることにもつながると思いますので、教育委員会として、そのようなスタンスで今後の校長会議等を通して学校運営、ひいては町の教育行政の運営にも当たっていきたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） 続けて、2点目に入りますけれども、一番最初の御答弁で、G8を通しながら土壌形成はされつつあると。その後に、きちんとコミュニティ・スクールの役割というものを果たしながら熟議につなげて、その先に進む準備も今できていますという御答弁いただいたので、まさに私やり取りしたかった内容を最初の御答弁でいただいたので、じゃあやらなくてもいいかなともちょっと思ったんですが、新規採用の職員の皆さんいらっしゃいますので、くどくならない程度にここをあえて確認事項を進めさしていただきたいなと思うんです。

各学校に学校運営協議会が設置されております。現状を見てみますと、どちらかといえば学校からの報告や情報共有が中心になっているのではないかと感じております。本来ならば、教育長おっしゃるように学校の課題や子供たちの提案などについても、保護者や地域住民と一緒に考え意見を交わす場としての役割を期待されるものであるべきだと考えます。教育委員会の認識を伺いますと聞きたかったんですが、先ほどの答弁と重なるかと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 議員おっしゃるとおり、コミュニティ・スクールですけれども、平成31年に入谷小学校を皮切りに、令和5年度から全小中学校で導入され、全ての学校で4年目を今年で迎えております。

議員おっしゃるとおり、会の内容は、私も志津川小学校で第1回目から出て、1年目は校長として、2年目も校長として、3年目、4年目は今の立場で出る機会があり、その変遷についても体感していることなので、そのことを踏まえて申し上げます。

おっしゃるとおり、当初の運営協議会では、学校側の方針を示したり、あとは御意見を聞く

という本当に従来の評議委員会の流れをくむような報告会が中心だったと思いますが、年々、会議を重ねる中でこのような活動も行われております。

一例としては、志津川中学校で中学校2年生の職場体験の学習をするんですけれども、そのときの町内の職場への交渉であったり選定について、学校ではなかなか、皆さん地元ではないので、なおかつ事業所とパイプがあるわけでもないのではなかなか苦労していたところでしたが、学校運営協議会の委員さんの中から町内業者につながますということで、去年は志津川中学校に十数社の事業者の方が来て、逆に会社のプレゼンをして、それで興味を持った会社には今度は職場訪問をするというふうな、学校運営協議会と学校が一緒になって授業を推進したというものもあります。

同じように、志津川小学校では、今度は別な委員さんですけれども、町内の志津川小学校はおらほのまちづくり展覧会というタイトルで、また町の事業者の方に何社か来ていただいて、仕事の内容を6年生が聞いて質問をしたりしながら、今度はまちづくりについて自分たちが発表するという場をまちづくりについて学ぶ、南三陸経験の一環として志津川小では取り組んだと聞いておりますが、そのように学校運営協議会の委員さんを介して様々な学習活動が広がっている実態があります。

また、歌津地区、歌津中学校の例を申し上げますと、防災に関して避難所運営活動等を震災後ずっと行っているわけですが、その中でも、これまでは婦人会さんの協力をもらうのにつないだり、様々な防災の活動するときに学校だけではちょっと力が足りないところの応援をいただいたりするのを、この学校運営協議会の場で話題に出すことで、地域からじゃあこういうことができるんだけれども、じゃあここの調整をお願いしますとか、学校でできることと地域とできることをしっかりと分けながら児童生徒の活動に当たっているという、学校運営協議会の成長というか成熟が少しずつ図られていることは実感しております。

あと一方で、先ほど生徒会や児童会で決まったG8の内容等については、これは反省でありますけれども、学校運営協議会にもしっかりと内容を挙げて、こういうことが話合われていきますと、委員の皆さん、地域の皆さんどうでしょうかというお話をいただくことも必要だったなど。今、今回の質問を受けて、教育委員会内で議論したときに、そういう面では、子供たちが学校で行っていることをもっともっと発信する機会があるにもかかわらず、その機会を逸していたというか、今後、学校運営協議会にもっともっと学校でやっていることを、校長の考えとか学校の状況だけではなくて、子供たちの様子をもっともっと伝えていくべきだなと、その上で学校について議論をいただくことができれば、一層学校運営協議会の意味も

深まってくるのかなと思っているところです。

以上です。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） 後日、伊藤議員がコミュニティ・スクールの話やるので、あんまりがつりはやらないようにするんですけれども、シンプルにお伺いします。次のステップとして、子供たちの声を、先ほどのG7の話もありましたが、コミュニティ・スクールの活動へ反映させていくという解釈でよろしいかどうかだけ確認させてください。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 子供たちの議論の内容にもよるかと思いますが、コミュニティ・スクールにも意見を求めたいという場合には、積極的に発信をするのもありだと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） この話の最後にしたいんですけれども、最終的なコミュニティ・スクールの着地点、多分、年数かかっていく先に目指すところがあるかと思って、今、この質問を投げかけますが、単純にコミュニティ・スクールは地域が学校を支援することというだけではないんだと思うんです。今は入り口から入っていつているというところであって、やっぱり子供たちが学校づくりにやっぱり参画する、地域との大人たちと対話する、課題を共有するというような経験を積むことが大切だと思っています、いずれ。

結果的にそれがどうなるかというと、将来、地域を支える側として、今度、その子供たちが大人になったときに成長していくといった循環を埋める仕組みをつくっていくのが理想なのではないかなと私考えるんですけれども、教育委員会として、子供たちの参画と地域との対話をどのようにつなげて循環を生み出していく将来像を描いていらっしゃるのかどうか、確認させていただきたいと。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） ありがとうございます。

今おっしゃるとおり、今は運営協議会の協力をもらう意味合いが非常に強いところではありますが、話は変わりますが、文部科学省で令和8年3月30日付で『コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進』に係る手引きというものを示しております。

その中で、コミュニティ・スクールは、法律に基づき、学校運営協議会の役割や権限が明確化されているため、保護者や地域住民等が学校に任せることなく学校運営の当事者として自立し、学校と対等な立場で継続して学校運営に関わることができると示されております。

今はお手伝いをいただいている立場ではあるんですけども、今後は、地域の学校の校長はじめ学校職員、それから運営協議会もどちらも当事者として地域の学校をつくっていくという立場は、今後、明確にできればなあと思っております。

各学校のコミュニティ・スクールの運営計画というものが示されているんですけども、どのどの学校においても、地域ぐるみで子供を育てる、または地域と共にある学校づくりということが明確に示されておりますので、その実現のために、片一方に負担がかかるというか片一方だけが主役になるのではなくて、両方主役として学校運営に今後携わっていければと思います。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） ありがとうございます。

3点目に入りますけれども、ここまで子供たちの主体的な参画とか、あとコミュニティ・スクールを通じた対話、または合意形成についてちょっとお伺いしてきましたが、ここから説明責任と透明性についてお伺いしたいと思います。

ちょっと順番が違ったかなとか今ちょっと反省しているんですが、子供たちが議論して、学校、家庭、地域というのが共に学校づくりを進めていくためには、やっぱりなぜその判断に至ったのか、どのような議論を経て決定されたのかがやっぱり共有されていることが重要であると考えます。教育委員会として、学校運営における説明責任や透明性については、どのように認識しているのかお伺いしたいと思います。

何か通告で、ごめんなさい、確保を先に伺ってしまったので、何となく答えを明確にいただいたかと思うんですが、そもそも論で認識をどのようにしているのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） ありがとうございます。

今おっしゃるとおり、説明責任、それから透明性の確保については、学校運営で重要なことだと認識しております。その上で、学校運営に関わる子供、児童生徒はもちろん、それを支える保護者、家庭、それから学校を支える地域との共有は重要なことであることは重々承知しているつもりです。

ですので、透明性、説明責任、物事をやるには説明をすることが、そしてしっかりと合意形成を得た上で決断することが大事かと思うんですけども、透明性をどう確保するかということですけども、やはり学校からは伝わる形での発信が重要かと思います。

例えば、学校だより、それから学級のことであれば学級のお便り、学年のお便り等で紙面での通知はもちろんしているところではありますが、今の社会でございますので、その他使えるツール等を使って適切な時期に内容についてしっかりと伝えるということ、それから伝えっ放しではなくて伝わったかどうかを何かしらの方法で確認すること、それもSNSを使って確認するかどうかはちょっとここでは明言は避けたいと思いますが、しっかりと伝わっているか等についても何かしらの方法で確かめて、聞いていませんでしたということがないようにしたいなあと思います。

教育委員会としては、まず、教育委員会としても学校にしっかりと説明責任を果たして、政策については透明性があるように説明したいと思いますし、それを今度は学校から保護者、地域に対しても説明の場を設けて、分かりやすい、それも幾層にも何度でも説明できるような体制を今後も整えてまいりたいと思います。その上で、何かしら声があるのであれば、そのことに対しても丁寧に改めての説明の機会や方法を持つなど、丁寧に対応していきたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） 午後の眠くなりそうな時間帯に専門的な話ばかりしてすみません。

いずれ、地域の方々にも認識していただくぐらいの工夫というのはしていかなければいけないと私は思っているんです。ただ、現状では、保護者、PTA会員さんもよく分かっていないことが多いというお話を前提の上でこれから質問させていただきます。

実際の学校現場では、先ほども申しましたが、時代の変化や多様性への配慮の中で様々な柔軟な対応が行われているものと認識しております。例えば、生徒手帳が廃止されて、廃止という表現がいいのかどうか分からないですけれども、身分証明カードへ移行したことや、女子生徒へのスラックス着用への対応などもその一例であると私は考えております。

また、先ほど事例としてちょっと挙げましたが、ルールの実運用に差異が見られる場面もあると思っております。

私自身、柔軟な対応そのものを否定する考えは一切ありません。むしろ社会の変化や多様な価値観に対応するためには、教育長もおっしゃっていましたが、必要なことだと思っています。

しかしながら、その一方で、いつ誰とどのような議論を経て行われたのかが、保護者、地域住民も含めて十分に共有されておられません。教育委員会としては、このような現状をどう捉えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） おっしゃるとおり、今、様々な多様な対応が求められる時代であり、いろいろなことが変わってきていることは認識しております。

あと今議員おっしゃったように、ルールに差異あることとか、そういうことも社会の実情として、その地域によってはあることかもしれません。

あと後半おっしゃったよく伝わっていないという、いつ誰がどのような経緯で決まってやったのが保護者地域で伝わっていないという声があるのであれば、これは真摯に受け止めて、これまで従来どおりの方法で通知をしているだけでは十分に伝わらないということを十分に認識した上で、教育委員会といたしましては、校長会議を通して学校での発信、説明をもう一度見直すように通知徹底するとともに、教育委員会としても、やってくださいで終わらずに、学校にどのように伝えたか、そしてどのような反応だったか、そこまで教育委員会としての責任を取って、通知に対する責任、事後の成果というか伝わったかどうかまでしっかりと見届けるような体制を今後事務局内で検討したいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 須藤清孝議員。

○5番（須藤清孝君） 次に聞こうと思っていたことまでお示しいただきましたのであれですが、従来だったら通知のみで理解を得られていたと、透明性は確保できていたんだと、多分、現場側ではそのような認識だったんだと思います。

ただ、保護者側のやっぱり認識とのずれが結構今大きくて、これがコミュニティ・スクールとかそういった場を通じながら、1人でも2人でもその経緯を知っている方がいらっしやると、あ、それはこういう説明だったよというのが横に広がっていくんです。今はそれがありません。どの親に聞いても分からないんです。これが保護者の大半がほとんどそうです。言い切っていいのかわかりませんが、私はそのように認識しています。いろいろな人と言葉を交わしますが、それが現状だと思いますので、その辺も含みおきの上、これから校長会なりいろいろな様々な場で、そのお話をぜひ共有していただきたいと思います。

今後の方向性です。最後の質問になると思います。子供たちが主体的に参画して、学校、家庭、地域が対話を重ねながら学校づくりを進めて、その過程や判断理由がやっぱり共有される。そのような環境の中でこそ、子供たちは民主的な意思決定や合意形成というものを子供たちなりに学んで、それで自ら地域を支える担い手へと成長していくんじゃないかなあと、私再三申し上げておりますが、そのように考えております。

学校現場における透明性というのは、主体性と対話を支えるためには必要不可欠なものだと

思います。子供、学校、家庭、地域が納得感を持って学校づくりに関わる仕組みづくりをどうつくっていくのかが課題かと思います。教育委員会として、透明性の確保というよりは相互理解の促進というものを今後どのようになさっていくのかを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（小松祐治君） 今おっしゃるとおり、透明性確保のためにはお互いに知ることが一番大事だと思います。今、挙げていただいた子供、児童生徒、それから学校、家庭、地域、お互いを知るために、これまでの方法で十分に相互の周知がなされていないというのであれば、方法について校長会議等でも議論を重ねて、周知の方法であるとか時期であるについても、これまで1回きりだったけれども、直前にもう一度、今のシステムだとメールで物事については周知ができる機能もありますので、そういう機能を十分に活用するとともに、まず現状把握のために学校で今周知等についてどうなのか、それから逆に周知していたんだけど、保護者に伝わっていない実情があるのかもしっかりと教育委員会で把握をして、その要因をしっかりと捉えた上で、次の方策、より効果的な周知の方法、相互理解の方法、そして今おっしゃったように、出しっ放しで終わらない、検証まで含めてそういうシステムを教育委員会内で相談をして、できるところから実践してまいりたいと思います。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） 以上で須藤清孝議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明3日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明3日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時13分 延会

